米国における健康保険市場と保険会社のヘルスケア事業 -- 2005 年を中心とする概況と最近の動き--

目 次

I. はじめに

Ⅲ. ヘルスケア市場に大きな影響を与える動き

Ⅱ. 健康保険市場の概況

<付録1>米国における健康保険市場の基本的概念と特徴および本稿におけるこれらの概念の用い方 <付録2>メディケア・メディケイドの概要

研究員 田中 健司

研究員 森 朋也

要 約

I. はじめに

本稿は、本誌 45 号のレポート「米国における健康保険市場と保険会社のヘルスケア事業-2004 年を中心とする概況および職域市場・HIPAA・メディケアをめぐる最近の動きー」の続編として、2005 年を基準点とした米国の健康保険市場の動向と民間保険会社のヘルスケア事業について、分析を行ったものである。

Ⅱ. 健康保険市場の概況

2005年においては、収入保険料の増加率が支払保険金の増加を上回り、純利益が前年と比較して大幅に増加している。ここ数年の高収益により、営利保険会社、民間非営利組織ともに資本を蓄積している。 米国において健康保険市場の中心となっている、民間の職域における健康保険料の伸び率は 2006年

にやや鈍化し、伸び率は2003年をピークに2006年まで縮小し続けているものの、未だ一般インフレ率、 勤労収入伸び率の上昇を大きく上回っている。

また職域では、Consumer-Driven Health Plan と呼ばれる新しいタイプのプランが導入されるようになり、そのコスト抑制効果が企業(とくに大企業)の間で評価されている。

公的制度適用対象者のセグメントについて見ると、メディケア適用対象者のセグメントにおいて、メディケアパート D に参加している保険会社では 2005 年下期に営業費や一般管理費の増加により支出が増加している。一方、メディケイド適用対象者のセグメントにおいては、主にメディケイドの商品を扱う民間の営利保険会社 4 社で、2005 年に収入保険料、加入者ともに大幅に増加したものの、損害率、事業費率の増加に伴い純利益が減少している。

Ⅲ. ヘルスケア市場に大きな影響を与える動き

2005年の米国医療コストは、前年よりも 6.9%増加し、19,877億ドルとなっている。この数値はここ 10年ほどで約 2 倍の水準となっている。一方、対前年伸び率は、ピークであった 2002年の 9.1%から 毎年低下してきている。

近年従業員向け福利厚生プランの新たな選択肢として注目されている Consumer-Driven Health Plan は、医療コストを賄うための勘定を、免責金額が高い健康保険プランと組み合わせたものである。代表的な勘定として、Health Reimbursement Arrangement (HRA) や Health Savings Account (HSA) がある。本章では、企業における Consumer-Driven Health Plan の導入事例を 4 つ紹介している。一方、メディケア適用対象者の選択肢の 1 つであるメディケア・アドバンテージにおいても、Consumer-Driven Health Plan により近いプランの実験的な導入が 2007 年から行われている。

I. はじめに

これまで、当研究所は継続的に米国保険市場における大きな分野である損害保険、健康保険の市場を分析し、その結果を公表している。

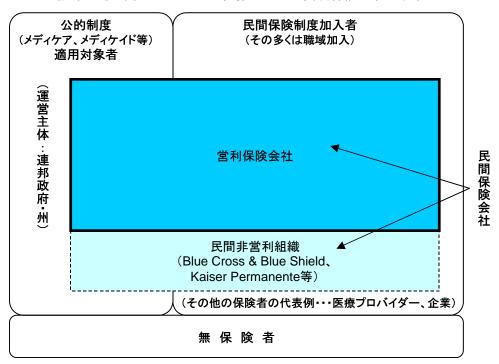
最近では、損害保険市場については、本誌 45 号において「米国損害保険市場の最新動向 - 2004 年の実績とトレンドー」を掲載し、また健康保険市場については、本誌 45 号において「米国における健康保険市場と保険会社のヘルスケア事業 - 2004 年を中心とする概況および職域市場・HIPAA・メディケアをめぐる最近の動きー」を掲載した。

本稿は、上記のうち後者(以下「前稿」とする。)の続編として、2005年を基準点とした米国の健康保険市場の動向と民間保険会社のヘルスケア事業について、分析を行ったものである。本稿では、ヘルスケア市場全体ではなく、主として健康保険市場を対象とする。すなわち、ヘルスケア市場における主要な当事者を、サー

ビスの利用者(特に健康保険または健康保険プランへの加入者)、保険者、医療プロバイダーに限定した上で、健康保険の事業者がヘルスケア事業を実施している健康保険市場を対象とし、営利保険会社、民間非営利組織(以下、この両者を合わせて「民間保険会社」とする。)を中心に、米国健康保険市場の状況を、特に営利保険会社の視点から客観的かつ実務的に分析する。

米国において、民間保険会社は、連邦政府・州が運営するメディケアやメディケイドのような公的制度の適用対象者に対しても、健康保険プランを提供している(《図表 1》参照)。したがって、本稿は、公的制度の適用対象者のうち、民間保険会社が健康保険プランを提供している領域も対象としている。また、営利保険会社の視点に立つものの、必要に応じ、あるいは使用した資料の性格に応じて、民間非営利組織にも言及する。

本稿の構成は以下のとおりである。本章に続



《図表 1》米国ヘルスケア市場における営利保険会社の位置づけ

(注) Blue Cross & Blue Shield および Kaiser Permanente については、<付録 1>2.(1)を参照のこと。 (出典) 損保ジャパン総合研究所作成。

く第Ⅱ章において、営利保険会社の収益状況と M&A の動向、民間非営利組織の最近の動向、およびセグメント別(民間保険の職域市場、公的制度(メディケア、メディケイド)適用対象者)の状況を概観する。次いで第Ⅲ章において、民間保険市場に強い影響を与えるヘルスケア市場の動きとして、医療コストの現状を概観し、次いで職域向け健康保険プランの新しい動きである Consumer-Driven Health Plan (CDHP)について、米国における見方、具体的な導入事例、プラン提供者側の動きの例を取り上げる。

なお、米国のヘルスケア市場・健康保険市場には特有の様々な基本的概念および制度がある。これらについては、本稿の付録1において整理している。また、本稿はメディケアをめぐる最近の動きに焦点を当てている。メディケア・メディケイドの概要について本稿の付録2に現在の概要を整理した。本文の記述は、これら付録1、付録2で記述した情報を前提としている。便宜のため、本文中に付録の参照箇所を注記した。

Ⅱ. 健康保険市場の概況

1. 健康保険市場全体の動向

(1) 営利保険会社の収益状況

営利保険会社の 2005 年の収益状況と見通し を、A.M.BEST のレポート 1 に基づき概観する。

《図表 2》のとおり、2005 年においては、 収入保険料の伸び率(13.8%)が支払保険金の伸 び率(12.0%)を上回り、純利益が大幅に(33.7%) 増加した。ここ数年の高収益により営利保険会 社は資本を蓄積している。

2005 年の保険業界は、メディケア・パート D² の施行という大きなイベントを間近に控えた時期であった。メディケア・パート D に参加している会社では、2005 年下期に営業費や一般管理費の増加により支出が増加しており、その傾向は 2006 年の第1 四半期まで続くだろうと見られている。これらの会社では、メディケア・パート D の施行により 2006 年は保険料収入の増加が見込まれている一方で、利益率は一ケタ台前半でデザインされているため、利益への影響は小さいだろうと予想されている。

また、収入保険料が 12 社平均で対前年比

| | 加入者 | 香総数 | 収入 | 合計 | 収入化 | R 険料 | 支払货 | R 険金 | 純和 | 引益 | 損害 | 导率 | 事業 | 費率 |
|------------------------------|--------|------------|-------|--------|-------|-------------|-------|-------------|-------|--------|------|-----------|------|-------|
| | | 伸び率 | | 伸び率 | | 伸び率 | ſ | 伸び率 | | 伸び率 | | 差 | ſ | 差 |
| | (万人) | (%) | (億ドル) | (%) | (億ドル) | (%) | (億ドル) | (%) | (億ドル) | (%) | (%) | (%) | (%) | (%) |
| WellPoint Inc. | 3,386 | 22.1% | 451 | 116.8% | 412 | 119.6% | 335 | 116.4% | 24.6 | 156.6% | 81.3 | -1.2% | 16.9 | 0.4 |
| UnitedHealth Group | 2,684 | 19.7% | 454 | 21.9% | 411 | 22.6% | 327 | 21.2% | 33.0 | 27.6% | 79.7 | -0.9% | 16.2 | -0.49 |
| Aetna Inc. | 1,476 | 8.0% | 225 | 13.1% | 189 | 13.5% | 131 | 12.6% | 16.4 | 34.5% | 77.4 | -0.9% | 20.7 | -0.89 |
| CIGNA HealthCare, Inc. | 909 | -6.3% | 167 | -8.9% | 137 | -4.0% | 73 | -5.8% | 16.4 | 12.3% | 72.1 | 0.6% | 29.0 | -0.89 |
| Humana Inc. | 708 | 0.6% | 144 | 10.0% | 140 | 10.3% | 117 | 9.2% | 3.1 | 10.1% | 83.2 | -0.9% | 16.2 | 0.89 |
| Health Net Inc. | 635 | -2.9% | 119 | 2.5% | 119 | 2.4% | 102 | -1.1% | 2.3 | 430.7% | 86.2 | -3.1% | 10.2 | 0.19 |
| Coventry Health Care, Inc. | 255 | 1.5% | 67 | 24.7% | 57 | 10.2% | 46 | 8.7% | 5.0 | 48.8% | 79.4 | -1.1% | 19.2 | 7.39 |
| AMERIGROUP Corp. | 113 | 20.6% | 23 | 27.7% | 23 | 27.4% | 20 | 33.2% | 0.5 | -37.4% | 84.7 | 3.7% | 12.3 | 0.69 |
| Molina Healthcare, Inc. | 89 | 13.3% | 17 | 40.3% | 16 | 40.2% | 14 | 44.7% | 0.3 | -50.3% | 87.1 | 2.7% | 10.9 | 2.19 |
| Centene, Corp. | 87 | 12.8% | 15 | 50.5% | 15 | 50.4% | 12 | 52.5% | 0.6 | 24.9% | 82.6 | 1.1% | 12.9 | 0.19 |
| WellCare Health Plans Inc. | 86 | 14.5% | 19 | 34.7% | 19 | 33.9% | 15 | 34.3% | 0.5 | 6.3% | 81.2 | 0.2% | 14.4 | 1.69 |
| Sierra Health Services, Inc. | 64 | 13.9% | 14 | -12.1% | 13 | -13.1% | 10 | -14.4% | 1.2 | -2.2% | 78.2 | -1.2% | 12.8 | 1.09 |
| 合計 | 10,489 | 3.2% | 1,715 | 13.3% | 1,551 | 13.8% | 1,203 | 12.0% | 103.9 | 33.7% | | | | |
| 12社平均 | 874 | | 143 | | 129 | | 100 | | 8.7 | | 80.4 | -1.5% | 17.6 | 0.29 |

《図表 2》営利保険会社 12 社の 2005 年の収益状況(加入者総数順)

(出典) Sally A. Rosen, "Consolidation, Medicare Prescription Plan Shaped Health Insurance Market in 2005", A.M.BEST Special Report, May 2006 を基に損保ジャパン総合研究所作成。

⁽注) a. 加入者総数は 2005 年 12 月末の人数。

b. 「伸び率」は対前年比伸び率、「差」は前年の損害率・事業費率との差を表す。

¹ Sally A. Rosen, "Consolidation, Medicare Prescription Plan Shaped Health Insurance Market in 2005", A.M.BEST Special Report, May.2006.

² メディケア・パートDについては、本稿<付録2>1.(4)を参照のこと。

13.8%増加している中で、主にメディケイドの商品を扱う AMERIGROUP、Centene、Molina Healthcare、Wellcare Health Plans の4社では40%増加し、加入者総数も対前年比が12社平均3.2%増加に対して16%増加した。これらは、M&A、無保険者の増加、ジョージア州、オハイオ州等におけるメディケイドサービスの民間への移行が原因だと見られている。しかし、この4社では、損害率が2.1%、事業費率も1.0%上昇したため、純利益は19.5%減少している。

(2) M&A の動き

A.M.BEST のレポート 3 により、営利保険会社、民間非営利組織のM&A に関する最近の動きを概観する。

2005年の M&A の活動は、限られた市場の奪い合いと、緩やかで有機的な市場の拡大、営利保険会社および民間非営利組織の良好な財務内容を受け、依然として活発である。 M&A の主要な目的は、マーケットシェアの拡大、ネットワークの強化、営業地域の拡大、商品の多様性の拡大である。

大手の保険会社にとって、ビジネスは飽和状態になってきている。実際、過去 2 年間に、Aetna、CIGNA、PacifiCare が事業を縮小したことが、UnitedHealth、各 Blue Cross & Blue Shield(以下「BCBS」とする。)4 などに成長の機会を与えたとされる。

営利保険会社の関心は、M&A や競争力のある商品によって、特定の地域におけるマーケットシェアを高めることに移ってきた。例えば、UnitedHealth が 2000 年より Mid-Atlantic

Medical Services、Oxford Health Plan を買収したが、これによりノースウェスト地区、ミッドアトランティック地区におけるマーケットシェアの増大とネットワークの強化という効果を得た。また、同社は 2005 年にメディケア適用対象者向け商品の最大手である PacifiCareを買収したが、その意図の一つは南カリフォルニア地区におけるネットワークと販売チャネルを取得することであった。

かつて成長のために資本を求め、非営利組織 から営利保険会社への転換を果たした BCBS が多くあるが 5、その BCBS をめぐる M&A が 繰り返されてきた。ここ数年では、いずれも営 利組織化した BCBS を傘下に持つ Anthem と Wellpoint が 2004 年に合併し(存続企業名 Wellpoint)、同社は 2005 年に Wellchoice を買 収した。その結果、営利組織化した BCBS を傘 下に持つ民間営利保険会社は Wellpoint のみに なり、同社は14のBCBS組織を傘下に収める こととなった 6。BCBS では、2002 年初頭に BCBS of Kansas の営利保険会社化が認められ なかったことが契機となりそれ以降の営利組織 化の実現が難しくなっているため 7、営利保険 会社間ではこれ以上のブルーブランドを目的と した M&A は起きないと考えられている。

営利組織化していない BCBS では、民間非営利組織と合併するケースがある。2005 年のBlue Cross & Blue Shield of Oklahoma と Health Care Service の合併がその好例である。 Health Care Service はイリノイ州を拠点とする民間非営利組織であるが、先だって Blue

³ A.M.BEST Special Report (Life/Health Review/Preview), "Finding the Right Balance", Jan.2006.

⁴ BCBS については、本稿<付録 1>2.(1)を参照のこと。

 $^{^5}$ 矢倉尚典、田中健司「米国における健康保険市場と保険会社のヘルスケア市場-2004 年を中心とする概況および職域市場・HIPAA・メディケアをめぐる最近の動きー」(損保ジャパン総研クォータリーVol.45、2005 年)、p.22.

⁶ Wellpoint, Inc., "Company History", (visited Sept.4, 2007) http://www.wellpoint.com/business/company_history.asp.

⁷ Ibid.

Cross & Blue Shield of Texas、Blue Cross & Blue Shield of New Mexico と合併しており、この合併により米国南部への営業地域をさらに拡大させている。

営利組織化していない BCBS 同士では、提携により協力体制を築くケースがあるが、これについては次項で詳述する。

A.M.BEST は、M&A は今後も続くが、第一に対象となりそうな企業の多くは既に買収されてしまったため、ペースが緩やかになるだろうと予想している。また、今後の買収の対象として、特定の地域で専門的な強みを持つ中規模の会社が魅力的であるとしている。

(3) 民間非営利組織(BCBS、Kaiser Permanente) の状況

本項では、代表的な民間非営利組織である、 BCBS および Kaiser Permanente を取り上げる。

民間非営利組織も営利保険会社同様、ここ数年の高収益で資本を蓄積している。民間非営利組織においては資本の成長を抑えるために、保険料率、営業利益率を下げるのではないかという見方がある8。

①BCBS の状況

BCBS 協会の公表資料 ⁹により、BCBS の状 況を概観する。

BCBS は病院費用を支払うブルークロスと医師費用を支払うブルーシールドより成る。全米各地に設立され、2006年11月時点で営利組織

化した企業を含め 39 の BCBS 組織がある 10。 各 BCBS 組織は独立して運営されているが、グループ全体では 39 の BCBS 組織と BCBS 協会より成り、BCBS システムと呼ばれる。BCBSシステムは、健康保険事業において全米で最も古く最も大きなグループ (family of health benefits companies)であり、全 50 州で事業を展開している。BCBSシステム全体の従業員数は全米で 15 万人以上にのぼり (BCBS 協会は約 860 人)、グループ全体では米国の従業員数トップ 20 企業に匹敵する。

全米の加入者は、全人口の約3分の1である9,400万人以上にのぼる。加入者のうち5,910万人はPreferred Provider Organization(以下、「PPO」とする。)¹¹に、1,610万人はHealth Maintenance Organization(以下、「HMO」とする。)¹²に、1,340万人は伝統的な出来高払いプランに、400万人はPoint-of-service Plan(以下、「POS」とする。)¹³に加入している。

《図表 3》BCBS の保険プラン別加入者数 保険プラン別加入者数

| 保険プラン | 加入者数 |
|-------|----------|
| PPO | 5,910 万人 |
| НМО | 1,610 万人 |
| POS | 400 万人 |
| 出来高払い | 1,340 万人 |

(出典) Blue Cross Blue Shield Association, Newsroom, "Company Facts" (visited Nov.20,2006) http://www.bcbs.com/news/facts_bcbsa.html より損保ジャパン総合研究所作成。

⁸ Sally A. Rosen, May.2006, supra.

⁹ Blue Cross Blue Shield Association, Newsroom, "Company Facts" (visited Nov.20, 2006) http://www.bcbs.com/news/facts_bcbsa.html.

¹⁰ *Ibid.*

¹¹ PPO については、本稿<付録 1>2.(3)を参照のこと。

¹² HMO については、本稿<付録 1>2.(3)を参照のこと。

¹³ POS については、本稿<付録 1>2.(3)を参照のこと。

単一の州内で営業するのが BCBS の典型的な形である。しかし、加入者がサービスエリア外で生活している場合や旅行中にも支払いを受けられるようにするため、「Blue Card」という名称の、独立した各 BCBS を結びつける電子ネットワークがある。このネットワークにより、全米で大規模に事業を展開する企業も BCBSへ加入することが可能となっている。「Blue Card」の契約数は 2004 年の 1,620 万件から、2005 年は 1,820 万件に増加している。

また、BCBS は加入者が海外にいる際のアシスタンスも行っている。「Blue Card Worldwide」は、世界中の 200 の国と地域の医療機関・医師とネットワークを持っており、加入者に対し 365 日 24 時間体制で医療機関へのアクセスを支援している。

BCBS は、1965 年のメディケア設立以来、メディケア加入者からの請求処理と支払いについて政府と契約している。2005 年、BCBS はメディケア・パート A の加入者からの総請求件数 1 億 7,900 万件のうち 90%、パート B では総請求件数 9 億 8,100 万件のうち 72%を処理している。

続いて A.M.BEST のレポート ¹⁴ により、 BCBS 同士の提携について概観する。

BCBS では、BCBS 同士が提携するケースがある。例えば、Regence Group は米国で最も早くに BCBS が提携した例であり、いずれも米国の北西に位置する 4 つの BCBS、すなわち、BCBS of Idaho、BCBS of Utah、BCBS of Oregon、BCBS of Washington の一部、により構成されている。Regence Group は、システ

ム、アンダーライティング、契約時の保険数理業務などを標準化しているものの、財務面では各BCBSが完全に独立しており、M&Aとは一線を画している。

また、複数の BCBS が子会社を作ることによって提携するケースもある。このケースでは地域や商品など強みの異なる BCBS が提携し、子会社を通じて、それぞれのアイデンティティを維持したまま、自らの強みをパートナーの地域でも発揮することができる。

A.M.BEST では、これからの数年の間に、 BCBS 同士の協力の形は、さらに進化するだろ うと予想している。

②Kaiser Permanente の状況

Kaiser Permanente の公表資料 ¹⁵ により、 Kaiser Permanente の状況を概観する。

Kaiser Permanente は全米で最大のHMOである。2005年末で840万人の加入者を有し、カリフォルニア州を中心に9州とワシントンD.Cで事業を展開する民間非営利組織であり、営利保険会社の有力な競争相手である。営利組織とは違い、株主や投資家への利益還元を重視するのではなく、加入者への利益還元を重視している16。

《図表 4》は、Kaiser Permanente の 2005年の状況を 2004年と比較したものである。 2005年の保険料収入は311億ドルであり、2004年の 280億ドルから大幅に増加した。また、加入者は820万人から840万人に増加した。一方で、純利益は前年の16億ドルから10億ドルに減少し、営業利益率は前年の5.3%から2.6%に低下した。これは、2005年にサービス向上のた

¹⁴ A.M.BEST Special Report, Jan.2006, supra.

¹⁵ Kaiser Permanente, "news release" (visited Dec.07,2006) https://ckp.kp.org/newsroom/national/archive/nat_060216_2005yearend_financials.html, "Facts and Statistics" (visited Dec.07,2006) https://newsmedia.kaiserpermanente.org/kpweb/fastfactsmedia/entrypage2.do.

¹⁶ Ibid.

| | 2005年 | 2004年 |
|-------------|---------|---------|
| 加入者数 | 840 万人 | 820 万人 |
| 保険料収入 | 311 億ドル | 280 億ドル |
| 純利益 | 10億ドル | 16億ドル |
| 営業利益率 | 2.6% | 5.3% |
| サービス向上への投資額 | 25 億ドル | 22 億ドル |

《図表 4》Kaiser Permanente の 2005 年の状況(2004 年との比較)

(出典) Kaiser Permanente, "news release" (visited Dec.07, 2006) http://ckp.kp.org/newsroom/national/archive/nat_060216_2005yearend_financials.html を基に損保ジャパン総合研究所作成。

めの投資額が25億ドルとなり、前年の22億ドルから大きく増加したことが影響している。例えば、「Kaiser Permanente Health Connect」という名称の、業界最大の医療情報記録システム(integrated medical record system)を構築し、全米に展開しようとしている。この医療情報記録システムは、患者の通常の治療記録に加え、最も効果的な治療方法(best clinical practices)等の付随した情報を組み入れたものである。医師や看護師だけでなく、患者自身もオンラインで内容を閲覧することができる。

2. セグメント別概況

米国の健康保険市場を見る場合、民間保険制度にかかわる部分と、メディケア、メディケイドといった公的制度¹⁷にかかわる部分に分けてその特徴を把握することが一般的である。ここでは、民間保険制度の中心である職域の状況および公的制度であるメディケア、メディケイドの適用対象者の状況を概観する。

なお、職域市場では Consumer-Driven Health Plan (以下、「CDHP」とする。) という新しいタイプのプランの導入が進んでいる。

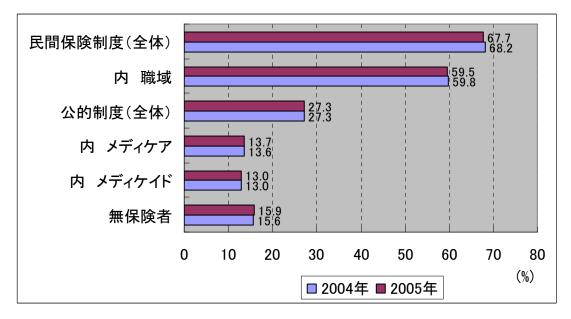
CDHP は、免責金額が高い健康保険プラン (High Deductible Health Plan (以下、「HDHP」とする。)と称されることがある。)に、Health Reimbursement Arrangement (以下、「HRA」とする。)やHealth Savings Account (以下、「HSA」とする。)と呼ばれる勘定を組み合わせたものである。本節ではこのようなプランの導入状況を概観するにとどめ、プランの内容や導入の具体的事例については第Ⅲ章第2節にて詳述する。

(1) 概観

米国における健康保険市場は、企業が民間保険会社からサービスを購入して従業員に提示し、従業員がそれに加入する方法、すなわち職域での民間保険制度加入が中心である。《図表 5》に示すとおり、米国国政調査局(U.S.Census Bureau)によれば、2005年、全人口のうち民間保険制度加入者が67.7%、公的制度加入者が27.3%、無保険者が15.9%と推計されている18。また、民間保険制度加入者のうち、職域で加入している人は全人口の59.5%と推計されている。

¹⁷ メディケア、メディケイドの概要については、本稿 <付録 2>を参照のこと。

¹⁸ 重複して加入している場合があるため、合計しても100%にはならない。



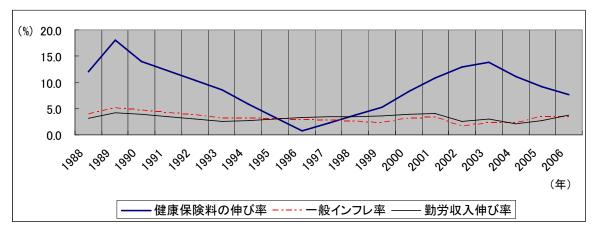
《図表 5》健康保険への加入状況

(出典) U.S.Census Bureau, "Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States :2005", Aug.2006, p.21.

(2) 職域市場の状況

《図表 6》は職域における健康保険料の伸び率と、一般インフレ率、勤労収入の伸び率の経年変化を表したものである。健康保険料の伸び

率は、近年徐々に鈍化しているものの依然として一般インフレ率、勤労収入伸び率を大きく上回っている。



《図表 6》健康保険料の伸び率の推移

| | 1990 | 1993 | 1996 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 |
|---------------|-------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 健康保険料の伸 び率 | 14.0% | 8.5% | 0.8% | 5.3% | 8.2% | 10.9% | 12.9% | 13.9% | 11.2% | 9.2% | 7.7% |
| 一般インフレ率 | 4.7% | 3.2% | 2.9% | 2.3% | 3.1% | 3.3% | 1.6% | 2.2% | 2.3% | 3.5% | 3.5% |
| 勤労収入伸び率 | 3.9% | 2.5% | 3.3% | 3.6% | 3.9% | 4.0% | 2.6% | 3.0% | 2.1% | 2.7% | 3.8% |

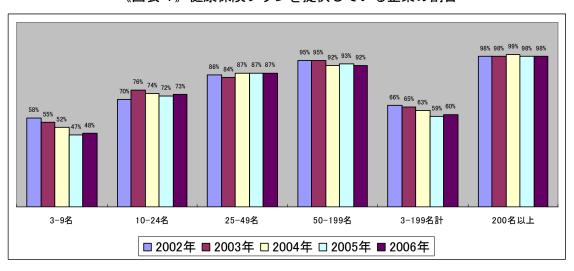
(出典) The Kaiser Family Foundation, "Employer Health Benefits 2006 Annual Survey" (visited Sept.27, 2006) http://www.kff.org/insurance/7527/upload/7527.pdf, Exhibit 1.1(p.19).

①企業の状況

《図表 7》は、従業員に健康保険プランを提供している企業の割合を従業員規模別に見たものである。従業員規模が大きいほど従業員に健康保険プランを提供する割合が高くなっており、その傾向はここ数年変わっていない。3-9 名の小企業では 2002 年から 2005 年にかけて 10%

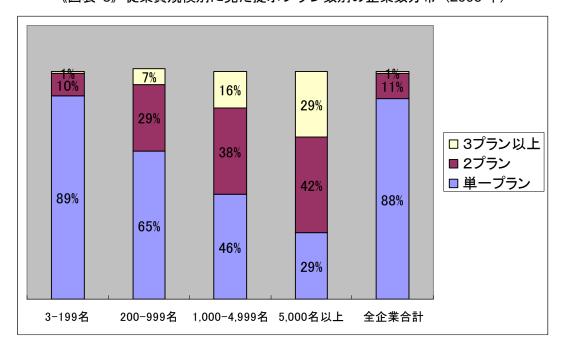
以上低下したが、2006年にはわずかではあるが 上昇に転じた。

米国の民間保険は、インデムニティ型、マネジドケア型(HMO,PPO,POS)といった種類により ¹⁹、利用できる医療プロバイダーに関する制限、医療プロバイダーから受けられるサービス、保険料の水準などが異なる。そこで、企業



《図表 7》健康保険プランを提供している企業の割合

(出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, supra, Exhibit E(p.4).



《図表 8》従業員規模別に見た提示プラン数別の企業数分布(2006年)

(出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, supra, Exhibit 4.1(p.51).

¹⁹ インデムニティ型 (健康保険プラン)、マネジドケア型 (健康保険プラン) については、本稿<付録 1>2.(3)を参照のこと。

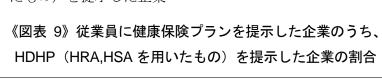
が健康保険プランを提供する場合でも、複数の健康保険プランを設定し、その中から従業員が好みのものを選ぶという方式が取られることがある。《図表 8》は従業員規模別に、提示しているプラン数の企業割合を示したものである。全企業のうち、従業員に対して複数プランを提示している企業は12%にすぎない。

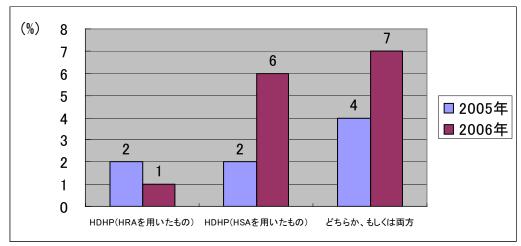
複数プランを提示している企業の割合は従業 員規模が大きいほど高くなっており、3-199 名 の中小企業では11%であるのに対し、5,000 名 以上の大企業では71%にのぼっている。

《図表 9》は、従業員に健康保険プランを提示した企業のうち、HDHP(HRA を用いたもの)、および HDHP(HSA を用いたもの)を提示した企業の割合を示したものである。HDHP(HRA を用いたもの)を提示した企業の割合が半減し、HDHP (HSA を用いたもの)を提示した企業

の割合が上昇している。

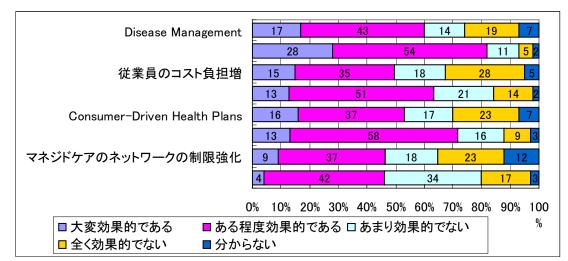
《図表 10》は、コスト抑制策の効果に対する企業の考え方を、従業員 3-199人の中小企業(以下、「中小企業」とする。)と 200名以上の大企業(以下、「大企業」とする。)に分けて調べたものである。「大変効果的」あるいは「ある程度効果的」と答えた企業の割合は、「Disease Management」(以下、「DM」とする。)20については中小企業60%、大企業82%、「従業員のコスト負担増」については中小企業50%、大企業64%、「Consumer-Driven Health Plans」については中小企業53%、大企業71%、「マネジドケアのネットワークの制限強化」については中小企業が46%、大企業が46%という水準であった。





- (注) a. 《図表 9》の出典では、HDHP (HRA を用いたもの) は「HRA と合わせて提供され、免責金額が個人の契約で\$1,000 以上、家族契約で\$2,000 以上に設定されている健康保険プラン」と定義され、HDHP (HSA を用いたもの) は「HSA と合わせて用いられるために連邦政府が定める条件を満たした免責金額の高い健康保険プラン」と定義される。
 - b. 従業員に健康保険プランを提供した企業のうち、HDHP (HRA を用いたもの) と、HDHP (HSA を用いたもの) の両方を提供した企業は、 $2005 \mp 0.3\%$ 、 $2006 \mp 0.4\%$ である。
- (出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, supra, Section 8(p.102), Exhibit 8.1(p.106).

²⁰ DM については、本稿 <付録 1>2.(1)を参照のこと。



《図表 10》コスト抑制策の効果に関する企業の考え方

(注) グラフ上段、従業員が 3-199 人の中小企業 グラフ下段、従業員が 200 人以上の大企業

(出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, supra, Exhibit 12.1(p.139).

《図表 11》健康保険プランに職域で加入している従業員の割合の推移

| | | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 |
|------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 企業規模 | | | | | | | |
| | 3-24名 | 49% | 45% | 44% | 43% | 41% | 45% |
| | 25-49名 | 62% | 57% | 59% | 56% | 55% | 55% |
| | 50-199名 | 67% | 64% | 61% | 56% | 59% | 62% |
| | 200-999名 | 71% | 69% | 68% | 69% | 65% | 66% |
| | 1,000-4,999 名 | 69% | 70% | 69% | 68% | 69% | 68% |
| - | 5,000 名以上 | 69% | 68% | 68% | 67% | 66% | 60% |
| 中小企業 | 計(3-199名) | 58% | 54% | 53% | 50% | 50% | 53% |
| 大企業計 | (200名以上) | 69% | 69% | 68% | 68% | 66% | 63% |
| 全合計 | | 65% | 63% | 62% | 61% | 60% | 59% |

(出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, supra, Exhibit 3.1(p.42).

②従業員の状況

《図表 11》に示すとおり、職域で雇用主の 提供する健康保険プランに加入している従業員 の割合は、2006年に全体で59%であり、2001 年から5年連続で低下している。企業の規模別 に見ると、従業員が200名以上の大企業計では 63%であり2001年から5年連続で低下してい るが、従業員199名以下の中小企業計では53% であり、2001年から続いていた低下傾向が反転 している。 企業が従業員に健康保険プランを提供している場合でも、全従業員が利用資格を持っているわけではない。また、利用資格を持っている従業員であっても、必ずしも全員が加入するわけではない。《図表 12》は従業員のうち利用資格を持つ従業員の割合および、利用資格を持つ従業員のうち実際に加入する者の割合を、従業員規模別、地域別、業種別に示したものである。全体では、健康保険プランを提供している企業の従業員のうち利用資格を持っているのは

《図表 12》従業員規模、地域、業種別健康保険加入従業員の割合(2006年)

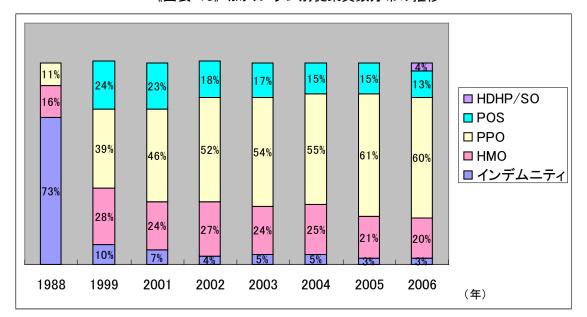
| | 利用資格を持つ | (A)のうち健康保険に加 | 従業員のうち健康保険に |
|----------------|---------|--------------|-------------|
| | 従業員の割合 | 入する従業員の割合 | 加入する従業員の割合 |
| | (A) | (B) | (A)× (B) |
| 従業員規模 | | | |
| 3-24 名 | 88% | 79% | 69% |
| 25-49 名 | 79% | 79% | 63% |
| 50-199名 | 80% | 84% | 67% |
| 3-199 名計 | 83% | 81% | 67% |
| 200-999 名 | 78% | 84% | 67% |
| 1,000-4,999名 | 81% | 83% | 68% |
| 5,000 名以上 | 73% | 80% | 60% |
| 200 名以上計 | 76% | 82% | 63% |
| 地域 | | | |
| Northeast | 80% | 83% | 67% |
| Midwest | 77% | 83% | 64% |
| South | 77% | 79% | 63% |
| West | 79% | 83% | 66% |
| 業種 | | | |
| 農業/鉱業/建設 | 73% | 82% | 58% |
| 製造 | 87% | 86% | 76% |
| 運輸/通信/電気・ガス・水道 | 84% | 89% | 76% |
| 卸 | 76% | 80% | 62% |
| 小売 | 59% | 75% | 43% |
| 金融 | 86% | 84% | 73% |
| サービス | 76% | 78% | 61% |
| 州/地方政府 | 92% | 92% | 85% |
| 医療関係 | 79% | 83% | 66% |
| 合計 | 78% | 82% | 65% |

(出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, supra, Exhibit 3.2(p.43).

78%、利用資格を持っている社員のうち実際に加入することを選ぶ従業員は82%となっている。したがって、健康保険プランを提供する企業の従業員のうち、そのプランに実際に加入する従業員の割合は65%である。これらの割合は従業員規模別や地域別にはさほど大きな差は見られないが、業種別には大きな差が見られる。特に小売業では、利用資格を持つ従業員割合、利用資格者のうち加入することを選ぶ従業員割合ともに全業種の中で最も小さく、従業員のうち実際に加入している者の割合は43%である。

《図表 13》は、実際に従業員が選択した健康保険プランのシェア推移を示したものである。 PPO のシェアは拡大を続けており、1999 年には 39%であったものが、2006 年には 60%になっている。一方、HMO、POS、インデムニティ型のシェアは年々低下している。

《図表 14》はプラン別の保険料水準の対前 年比を示したものである。保険料水準は一貫し て上昇し続けているものの、2006年全体の上昇 率は 7.7%となり、2002-2004年の二桁の上昇 率と比較すれば上昇速度は鈍化してきている。



《図表 13》加入プラン別従業員数分布の推移

- (注) a. HDHP/SO は、High-Deductible Health Plan with Savings Option の略。《図表 13》の出典では、「HRA と合わせて提供され、免責金額が個人の契約で\$1,000 以上、家族契約で\$2,000 以上に設定されている健康保険プラン、もしくは、HSA と合わせて用いられるために連邦政府が定める条件を満たした免責金額の高い健康保険プラン」と定義されている。
 - b. 2006 年より HDHP/SO を新しい項目として記載しているが、それ以前の年度では各プランの中に含めてカウントしている。
- (出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, supra, Exhibit 5.1(p.57), Section 8(p.102).

| | 1996年 | 2000年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| インデムニティ | 1.9% | 9.5% | 13.8% | 14.3% | 11.1% | 5.0% | 8.4% |
| НМО | -0.2% | 7.6% | 13.5% | 15.2% | 12.0% | 9.4% | 8.6% |
| PPO | 1.0% | 8.5% | 12.7% | 13.7% | 10.9% | 9.4% | 7.3% |
| POS | 1.1% | 7.8% | 12.2% | 13.2% | 11.3% | 9.1% | 8.4% |
| HDHP/SO | _ | | _ | | - | 1 | 4.8% |
| 合計 | 0.8% | 8.2% | 12.9% | 13.9% | 11.2% | 9.2% | 7.7% |

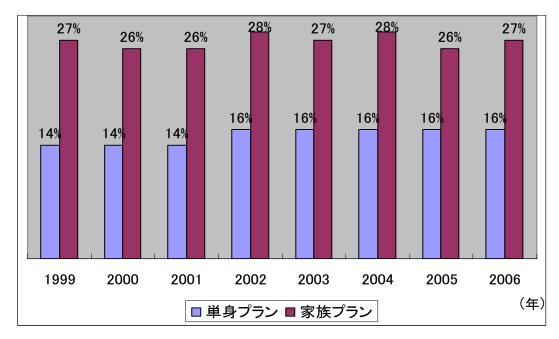
《図表 14》プラン別保険料水準対前年比上昇率の推移

(出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, supra, Exhibit 1.2(p.20).

プランによる上昇率の違いはあまり見られず、 むしろ毎年度ほぼ同程度の上昇率で推移してい る。

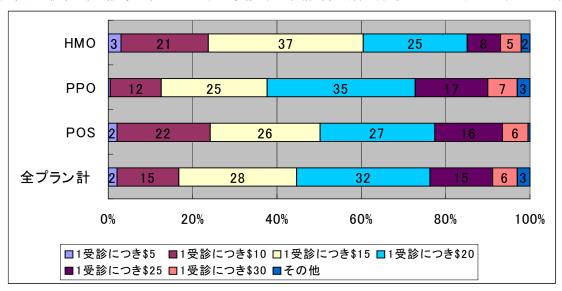
《図表 15》は、保険料のうち従業員が負担する割合を、単身プランと家族プラン別に示したものである。2000年からその水準はあまり変化しておらず、単身プランは 14·16%、家族プランは 26·28%で推移している。

民間保険に加入した従業員は、保険料の負担だけではなく、実際にかかった医療費の額に関係なく受診毎に定額を自己負担する場合がある。これを copayment という。《図表 16》は copayment のあるプランの加入者の中で、プラン別、copayment の金額別に加入者数割合を比較したものである。いずれのプランもほとんどが 10-25 ドルの水準であり、その割合は約 9 割にのぼる。



《図表 15》保険料のうち従業員が負担する割合の推移

(出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, supra, Exhibit 6.1(p.61).



《図表 16》医師の診察1回につき自己負担する受診料金額の分布(加入プラン別、2006年)

- (注) パーセンテージの表示のない部分(PPO の「1 受診につき\$5」、POS の「その他」)は、1%未満であることを示す。
- (出典) The Kaiser Family Foundation, Sept.2006, *supra*, Exhibit 7.15(p.92)より損保ジャパン総合研究所作成。

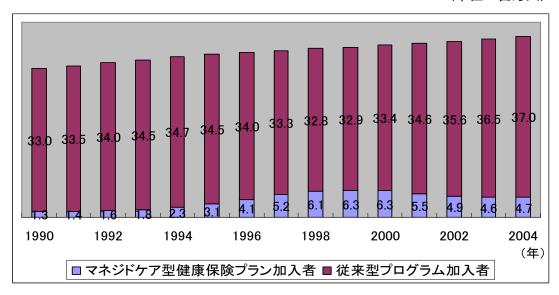
(3)公的制度(メディケア、メディケイド)適用対象者

米国の医療保障は民間の医療保険を中心に成り立っているが、高齢者、障害者、低所得者等はメディケアやメディケイドといった公的制度

によってカバーされている。公的制度でカバー される国民は 2005 年で全人口の 27.3%である (《図表 5》参照)。

また、第 I 章で述べたように、民間保険会社 も Centers for Medicare & Medicaid Services

《図表 17》メディケア加入者におけるマネジドケア型健康保険プラン・従来型プログラムの加入状況 (単位:百万人)



- (注) a. マネジドケア型健康保険プランとは、メディケア・アドバンテージのうち、マネジドケア型のプランを指す。
 - b. 従来型プログラムとは、上記以外のものを指す。
- (出典) The Kaiser Family Foundation, "Trends and Indicators in the Changing Health Care Marketplace", Apr.2005(visited Sept.27, 2006) http://www.kff.org/insurance/7031/index.cfm, Exhibit 2.17.

(以下、「CMS」とする。)と契約し、メディケア、メディケイドのような公的制度の適用対象者に対して健康保険プランを提供している。

ここでは、メディケア、メディケイドについて、The Kaiser Family Foundation 等のレポートに基づき概観する。

①メディケア加入者

2005 年におけるメディケアの加入者は国民 全体の13.7%である(《図表 5》参照)。

2004年における加入者のうち、メディケア・アドバンテージ²¹のマネジドケア型の健康保険プランを選択した者は 470 万人であり、全加入者 4,170 万人のうち約 11%である(《図表 17》参照)。

《図表 18》はメディケア・アドバンテージ

のうち、マネジドケア型のプラン数の推移を示したものである。1999年から2003年まで減少し続けていたが、2005年に急増している。

《図表 18》メディケア・アドバンテージ²² プラン数(マネジドケア型のみ)の推移

| 1999年 | 309 |
|-------|-----|
| 2000年 | 266 |
| 2001年 | 179 |
| 2002年 | 155 |
| 2003年 | 151 |
| 2004年 | 154 |
| 2005年 | 302 |

- (注) 2002年には実験的に運営された5つのプランを含む。
- (出典) CMS, "Madicare Managed Care Contract Report" as of Dec. 1 of respective years (visited Nov.20, 2006) http://www.cms.hhs.gov/HealtlanRepFileData/04 Monthly.asp>.

²¹ メディケア・アドバンテージについては、本稿 <付録 2>1.(3)を参照のこと。

²² メディケア・アドバンテージの旧称は、メディケア・プラス・チョイスである。

トピック(a)メディケアによる新たな予防プログラムの開始

近年メディケアでは予防給付に力を入れている。例えば、1997年に成立した均衡予算法 (Balanced Budget Act of 1997)において、インフルエンザ、B型肝炎などの予防接種、乳がんのマンモグラフィー検査、骨粗しょう症の骨密度測定、大腸がん検査、子宮がん検査、前立腺がん検査などの予防が給付対象とされた a 。しかし、CMSによれば、加入者利用は思うように進んでおらず、例えば、全米の死亡原因の第 2 位であり、早期に見つかれば治癒が可能とされる大腸がんの検査を受けたのは、 1 998-2002 の 5 年間で受診可能な加入者の 4 5%にとどまっている 5 。

こうした状況を踏まえ、メディケアは予防事業への注力の一環として、2006 年 9 月に民間から 高齢者の健康リスクを低下させるプログラムを公募した。民間で効果が示されている取り組みが、 高齢であるメディケアの加入者に対しても効果を発揮するかどうかを見極めることが目的である。 CMS は公募した企業の中から 5 社に絞り、3 年間のパイロットプログラムを行う予定で、2007 年春にパイロットプログラムを行う組織を決定する。従来型の出来高払いの加入者のうち 85,000 人に対して、パイロットプログラムへの参加を呼びかける。

- (注) a. CMS, "Legislative Summary: Balanced Budget Act Of 1997 Medicare And Medicaid Provisions" (visited Aug.13, 2007) http://www.cms.hhs.gov/DemoProjectsEvalRpts/downloads/CC_Section4016_BBA_1997.pdf, pp.38-41.
 - b. CMS, "Medicare Seeks Proposal For Senior Risk Reduction Demonstration As Part Of Agency's New Focus On Prevention" (visited Nov.21, 2006) http://www.cms.hhs.gov/apps/media/press/release.asp?>.
 - c. Ibid.

トピック(b) メディケア保険料改定 2007 ~ 一律保険料の改定

CMS は 2006 年 9 月、2007 年のメディケアの保険料を発表した $^{\rm a}$ 。メディケアでは従来一律の保険料を徴収していたが、2007 年よりパート $^{\rm B}$ については所得に応じた追加保険料を徴収することにした。

所得が一定額以上のパート B 加入者は、2007 年から従来の保険料に加え、所得に応じた追加保険料を徴収される。追加保険料は所得が多くなるほど段階的に高くなっており、追加保険料テーブルは「単身で所得申告しているケース、もしくは夫婦一体で所得申告しているケース」と、「夫婦別々で所得申告しているケース」で異なっている(《図表 A1》、《図表 A2》参照)。基本部分の保険料は一律\$93.50 となっている。

例えば単身の加入者の場合、《図表 A1》のとおり、所得が\$80,000 から\$100,000 であれば追加保険料は\$12.30 であり、基本部分の保険料\$93.50 と合わせて合計保険料は\$105.80 (月額) となる。 CMS では追加保険料の対象となる世帯割合を、全体の約4%になると予測している。

(注) a. CMS, "MEDICARE PREMIUMS AND DEDUCTIBLES FOR 2007" (visited Nov.21, 2006) http://www.cms.hhs.gov/apps/media/press/release.asp?Counter=1958>.

《図表 A1》新設されたパートB追加保険料(単身、夫婦一体で所得申告しているケース)

| 単身 | 夫婦一体 | 追加保険料 | 合計保険料 |
|---------------------|---------------------|---------|----------|
| 申告所得が | 申告所得が | _ | \$93.50 |
| \$80,000以下 | \$160,000以下 | | |
| 申告所得が | 申告所得が | \$12.30 | \$105.80 |
| \$80,000-\$100,000 | \$160,000-\$200,000 | | |
| 申告所得が | 申告所得が | \$30.90 | \$124.40 |
| \$100,000-\$150,000 | \$200,000-\$300,000 | | |
| 申告所得が | 申告所得が | \$49.40 | \$142.90 |
| \$150,000-\$200,000 | \$300,000-\$400,000 | | |
| 申告所得が | 申告所得が | \$67.90 | \$161.40 |
| \$ 200,000 以上 | \$400,000 以上 | | |

⁽注) 保険料は月額表示である。

⁽出典) CMS, "MEDICARE PREMIUMS AND DEDUCTIBLES FOR 2007" (visited Nov.21, 2006) http://www.cms.hhs.gov/apps/media/press/release.asp?Counter=1958>.

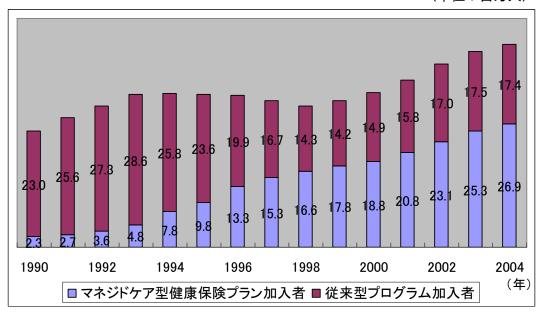
《図表 A2》新設されたパートB保険料(夫婦別々で所得申告しているケース)

| | 追加保険料 | 合計保険料 |
|--------------------|---------|----------|
| 申告所得が | - | \$93.50 |
| \$80,000 以下 | | |
| 申告所得が | \$49.40 | \$142.90 |
| \$80,000-\$120,000 | | |
| 申告所得が | \$67.90 | \$161.40 |
| \$120,000 以上 | | |

(注) 保険料は月額表示である。

(出典)《図表 A1》に同じ。

《図表 19》メディケイド加入者におけるマネジドケア型健康保険プラン・従来型プログラムの加入状況 (単位:百万人)



(出典) The Kaiser Family Foundation, Apr.2005, supra, Exhibit 2.16.

②メディケイド加入者

低所得者層を対象としたメディケイド加入者 は、2005年に国民全体の13.0%である(《図表 5》参照)。

2004年には、マネジドケア型健康保険プランに加入している者が 2,690万人、従来型プログラムに加入している者が 1,740万人であり、6割以上がマネジドケア型に加入している(《図表19》参照)。

また、マネジドケア型健康保険のプラン数は、 1999 年から 2003 年まで減少傾向にあったが、 それ以降はほぼ同水準で推移している(《図表 20》参照)。

《図表 20》メディケイドにおけるマネジドケ ア型健康保険プランの総数の推移

| 1999年 | 581 |
|-------|-----|
| 2000年 | 556 |
| 2001年 | 546 |
| 2002年 | 535 |
| 2003年 | 511 |
| 2004年 | 523 |
| 2005年 | 519 |
| | |

(出典) CMS, "Medicaid Managed Care Enrollment Report" as of June. 30 of respective years (visited Nov.22, 2006) http://www.cms.hhs.gov/MedicaidDataSourcesGenInfo/04_MdManCrEnrllRep.asp.

Ⅲ. ヘルスケア市場に大きな影響を与える動き

1. 医療コストの状況

(1) 医療コストの動向

CMS によれば、2005 年の米国医療コスト (National Health Expenditures、以下「NHE」とする。) ²³は 19,877 億ドルとなっている。この数値は一貫して伸び続けており、ここ 10 年ほどで約 2 倍の水準となっている。2005 年の対前年比伸び率は 6.9%であり、ピークであった2002 年の 9.1%からはやや鈍化してきている。また、2005 年の NHE の名目 GDP に対する比率は、前年と比べて 0.1%上昇し、16.0%となった(《図表 21》参照)。

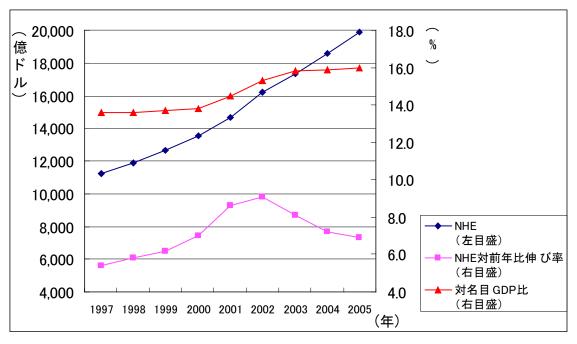
また、国民1人あたり NHE を見ると、2005 年は2004年より6.9%上昇している(《図表 22》) 参照)。伸び率は 2002 年の 9.1%をピークに低 下傾向にある。

(2) 医療コストの上昇要因

医療コストの上昇について、Health Affaires に掲載されているレポート ²⁴に基づき、要因別に概観する。同レポートでは Milliman USA Health Cost Index (以下、「HCI」とする。)²⁵という指標を用いて、医療コストの上昇について要因別に分析を行っている。

①総費用

HCIで見た米国民1人当たり医療コストの対 前年比伸び率は 2005 年において 7.4%であり、 2001 年をピークに鈍化の傾向を見せているも



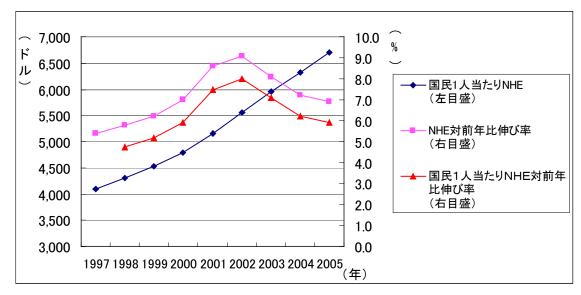
《図表 21》米国医療コスト (NHE) の推移

(出典) CMS, "National Health Expenditures" (visited Aug,14, 2007) http://www.cms.hhs.gov/NationalHealthExpendData/downloads/tables.pdf>.

²³ 米国医療コストとは、病院、ナーシングホーム、ホームケア等の医療プロバイダーにおけるヘルスケア関連費用および公的 部門・民間部門における保険料等の合計である。CMS, "National Health Expenditure Data Overview"(visited Sept.4, 2007) http://www.cms.hhs.gov/NationalHealthExpendData/>.

²⁴ Paul B. Ginsburg et al., "Tracking Health Care Costs: Continued Stability But At High Rates In 2005", Health Affaires Web Exclusive, Oct.03, 2006.

²⁵ Milliman が公表データと医療プロバイダーから入手した非公表データによって算出する米国の医療コスト支出の指標で、民間健康保険会社の保険金支払い実績を反映するようにデザインされている。CMS の発表する米国医療コストに比較して、データが早期に入手できるメリットがある。



《図表 22》国民 1 人当たり米国医療コスト(NHE)の推移

(出典) CMS, "National Health Expenditures", supra.

| 《図表 23》HCL~ | インデックスで押握した米国民一 | 人当たり医療コストの対前年比伸び率の推移 |
|-------------|--------------------|----------------------|
| | 12122へ〜161座した水圏以 。 | ハヨたう色原コハーの外別午几件の午の他多 |

| h: | 全サービス | 病院 | 病院費用 | | 処方箋 | 名目 GDP |
|---------------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 年 | 生サービス | 入院 | 外来 | 医師費用 | 薬剤費用 | (参考) |
| 1995 | 2.2% | -3.5% | 7.9% | 1.9% | 10.6% | 3.4% |
| 1996 | 2.0% | -4.4% | 7.7% | 1.6% | 11.0% | 4.4% |
| 1997 | 3.3% | -5.3% | 9.5% | 3.4% | 11.5% | 5.0% |
| 1998 | 5.3% | -0.2% | 7.5% | 4.7% | 14.1% | 4.1% |
| 1999 | 7.1% | 1.6% | 10.2% | 5.0% | 18.4% | 4.8% |
| 2000 | 7.8% | 4.1% | 9.8% | 6.3% | 14.5% | 4.8% |
| ※ 2001 | 10.0% | 8.7% | 14.6% | 6.7% | 13.8% | 2.1% |
| 2001 | 10.4% | 8.5% | 14.6% | 7.7% | 13.5% | 2.1% |
| 2002 | 10.1% | 8.2% | 13.0% | 7.9% | 13.1% | 2.3% |
| 2003 | 7.8% | 6.1% | 11.1% | 6.3% | 8.9% | 3.7% |
| 2004 | 7.5% | 5.3% | 11.2% | 6.0% | 8.3% | 5.8% |
| 2005 | 7.4% | 7.1% | 10.4% | 7.1% | 4.8% | 5.4% |
| ※ 2006 | 7.7% | 5.1% | 10.3% | 7.7% | 7.2% | 5.9% |

⁽注) a. 2001年の前後で計算方法が異なる。2001年のみ両方の計算方法により計算結果が示されている。 b. 2006年は1-3月のみを前年の同期間と比較した伸び率。

(出典) Paul B. Ginsburg et al., "Tracking Health Care Costs: Continued Stability But At High Rates In 2005", Health Affaires Web Exclusive, Oct.03, 2006, Exhibit 2(p.w489).

のの、依然として名目 GDP の伸び率を上回っている(《図表 23》参照)。2005 年の全サービスの伸び率は前年、前々年とほとんど変わらず堅調な伸びを維持している形に見えるが、内訳を見ると処方箋薬剤費用の伸び率が低下し、病院費用と医師費用の伸び率の上昇がそれを補う

形になった。

健康保険料の伸び率が近年鈍化している一方 (《図表 6》参照)、本表が示すように国民一人 当たりの医療費の増加のペースは近年変わらず 堅調である。これは、健康保険料と国民一人当 たり医療費との間にあまり関係がないとする見 方と、今後所得の増加に牽引された国民一人当 たり医療費の増加が続けば、将来保険料も同様 に増加するようになるだろうという見方がある 26。

②病院費用

病院費用の伸び率に関して、《図表 23》は入院費用と外来費用に分解して示している。2005年は入院費用が 7.1%、外来費用が 10.4%増加しており、他の費用と比較して高い伸び率となっている。《図表 24》はこの病院費用の伸び率を、サービス単価と病院利用量に分解して示したものである。2005年の病院費用は全体では前年とほぼ同じ伸び率を示しているが、その内訳をみると、サービス単価の伸び率が低下して

いる一方で、病院利用量の伸び率の上昇がそれ を補っていたことが分かる。

サービス単価の伸び率は、1997年から 2003年まで 7年連続で上昇していたが、2004年から鈍化している。この原因としては、近年、緊急搬送等の病院機能を提供する民間業者の登場により競争が激しくなっているという見方と、近年続いた単価の上昇により病院が目標の営業利益を達成したからという見方、また、病院における労働力不足が緩和してきたことを反映しているという見方がある 27。

病院利用量は、2005 年は対前年比 4.5%増加 し、これは 2003 年の 0.7%、2004 年の 1.3%に 比べて高い伸びとなっている。この伸び率の拡 大は昨今の景気の回復による影響が大きく、一

| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | - ·// // JIDUS | (//)0// /// / | 000 2000 |
|--|----------------|---------------|----------|
| | 岸 内弗田 | 内記 | 尺 |
| | 病院費用 | サービス単価 | 病院利用量 |
| 1995 | 0.8% | 3.7% | -2.8% |
| 1996 | 0.5% | 1.8% | -1.2% |
| 1997 | 1.3% | 1.7% | -0.4% |
| 1998 | 3.5% | 1.9% | 1.5% |
| 1999 | 5.8% | 2.5% | 3.2% |
| 2000 | 7.0% | 3.3% | 3.6% |
| ※ 2001 | 11.8% | 3.6% | 7.8% |
| 2001 | 11.5% | 3.6% | 7.6% |
| 2002 | 10.7% | 5.2% | 5.2% |
| 2003 | 8.7% | 8.0% | 0.7% |
| 2004 | 8.5% | 7.1% | 1.3% |
| 2005 | 9.0% | 4.3% | 4.5% |
| ※ 2006 | 8.0% | 3.9% | 3.9% |

《図表 24》病院費用のトレンド 1995-2006

- (注) a. 2001 年の前後で計算方法が異なる。2001 年のみ両方の計算方法により計算 結果が示されている。
 - b. 2006 年は 1-3 月のみを前年の同期間と比較した伸び率。
 - c. 病院費用は、HCI index 2005 Series を用いている。
 - d. サービス単価は、the Bureau of Labor Statistics "all other payers" Producer Price Index(PPI) series for general and surgical hospitals を用いている。
 - e. 病院利用量は、病院費用の伸び率とサービス単価の伸び率から算出している。
- (出典) Paul B. Ginsburg et al., Oct.03, 2006, supra, Exhibit 3(p.w490).

²⁶ Paul B. Ginsburg et al., *supra*, pp.w486-w487.

²⁷ *Ibid.*, p.w490.

時的なものではないかと見られている28。

く働いているという見方がある31。

③医師費用

2005年に医師費用は対前年比 7.1%増加した (《図表 23》参照)。7.1%の内訳は、単価の上 昇が 1.9%、労働時間の増加が 5.1%である ²⁹。

医師費用の増加については、医師により処方 される専門調合薬 (specialty pharmaceuticals) の費用が、医師費用として計上されている可能 性が指摘されている ³⁰。

労働時間の増加については、医師に課せられた付属的なデスクワークの増加を反映しているという見方と、医師が低い賃金を補うために長

4.処方箋薬剤費用

処方箋薬剤費用の伸び率は 2005 年まで 6 年連続で低下している (《図表 23》参照)。 1990年代は全サービスの費用増加額のうち約半分を処方箋費用の増加額が占めていたが、現在は14%を占めるに過ぎない。この処方箋薬剤費用の伸び率を、薬剤単価、薬剤使用量に分解したのが《図表 25》である。

処方箋薬剤費用の伸び率の鈍化は、薬剤使用 量の伸び率の鈍化に起因していることが分かる。 薬剤使用量の伸び率は 2004 年の 4.8%から

| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 5/ 龙刀支来用其爪 | | 330-2000 + |
|--|------------|------|------------|
| | | P | 勺訳 |
| | 処方箋薬剤費用 | 薬剤単価 | 薬剤使用量 |
| 1995 | 10.6% | 1.9% | 8.5% |
| 1996 | 11.0% | 3.3% | 7.4% |
| 1997 | 11.5% | 2.6% | 8.6% |
| 1998 | 14.1% | 3.8% | 9.9% |
| 1999 | 18.4% | 5.7% | 12.0% |
| 2000 | 14.5% | 4.4% | 9.6% |
| % 2001 | 13.8% | 5.4% | 8.0% |
| 2001 | 13.5% | 5.4% | 7.7% |
| 2002 | 13.1% | 5.2% | 7.5% |
| ※ 2003 | 8.9% | 5.2% | 3.5% |
| 2004 | 8.3% | 3.3% | 4.8% |
| 2005 | 4.8% | 3.5% | 1.2% |
| ※ 2006 | 7.2% | 4.6% | 2.5% |

《図表 25》処方箋薬剤費用のトレンド 1996-2006 年

- (注) a. 2001 年の前後で計算方法が異なる。2001 年のみ両方の計算方法により計算結果が示されている。
 - b. 2003年の薬剤単価は公表値ではなく、予測値を用いている。
 - c. 2006年は1-3月のみを前年の同期間と比較した伸び率。
 - d. 処方箋薬剤費用は、HCI index 2005 Series を用いている。
 - e. 薬剤単価は、the Bureau of Labor Statistics Consumer Price Index(CPI) for prescription drugs and medical supplies を用いている。
 - f. 薬剤使用量の伸び率は、処方箋薬剤費用の伸び率と薬剤単価の伸び率から算出している。
- (出典) Paul B. Ginsburg et al., Oct.03, 2006, supra, Exhibit 5(p.w492).

²⁸ *Ibid.*, p.w489.

²⁹ *Ibid.*, p.w491.

 $^{^{30}\}mbox{ \it Ibid.},$ p.w492.

³¹ *Ibid.*, pp.w491-w492.

2005 年は 1.2%に低下している。この伸び率鈍 化の原因は、COX-2 酸化防止剤に関連した近年 の安全に対する関心の高まりが原因となってい る可能性が指摘されている 3233。

また、薬剤単価は上昇しているが、原因としてメディケア・パート D の施行が影響している可能性が指摘されている 34。

2. Consumer-Driven Health Plan (CDHP) の現状 前稿でも概観したように、近年、CDHP が従 業員向け福利厚生プランの新たな選択肢として 注目されている。

CDHP 導入の背景にあるのが、前節でも取り上げた医療コストの上昇傾向である。企業の雇用主は、医療コストを抑制するため、健康保険プランにおける免責金額や自己負担額の引き上げにより、従業員により多く医療コストを負担させようとしている。

CDHP の概念は決して新しいものではなく、 1980 年代初めには既に CDHP についての議論 がなされ、また CDHP に関する文献も著されていた 35 。

CDHPでは、健康保険プランにおける免責金額をカバーするために用意された勘定に所定の金額を拠出し、免責金額を超えるまでは、万一の場合の医療コストがこの勘定から賄われる。

そのような勘定の代表的なものとしては、前章 第2節にて述べたとおり HRA や HSA がある が、これらが登場する以前にも、医療コストを 賄う目的で用いられる類似の勘定が存在してい た。これらの勘定を時系列でみると次のように なる。

すなわち、1978年の歳入法 (Revenue Act of 1978) の成立により、Flexible Savings Account (以下「FSA」とする。) が 1979 年より導入さ れた 36。また、1996 年の健康保険の携行性と責 任に関する法律 (Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996: HIPAA) の成 立に伴い、免責金額が高く設定された健康保険 と組み合わせて用いられる Medical Savings Account(以下「MSA」とする。)と称される 勘定が、1997年より4年間、実験的に導入さ れることとなった37。また、1997年に成立した 均衡予算法(Balanced Budget Act of 1997)の 下でも、メディケア受給者を対象に、メディケ ア・プラス・チョイス(現在のメディケア・ア ドバンテージの旧称) の免責金額が高いプラン と組み合わせられた形で、MSA が実験的に導 入された 38。次いで 2002 年 6 月には、連邦財 務省および同省内国歳入庁により、HRA にお ける税法上の取り扱いを明記した手引書が公表 された³⁹。さらに、CDHPの導入を加速させる

³² Ibid., pp.w490-w491.

 $^{^{33}}$ Vioxx, Bextra, Celebrex という名称の消炎鎮痛剤は、心臓障害に関連する副作用の可能性が指摘され、販売シェアが大きく後退した。Vioxx は 2004 年 9 月、Bextra は 2005 年 4 月にそれぞれ市場から消え去り、Celebrex は Vioxx の縮小の後一時的に増加したものの、その後市場から消え去った。COX-2 酸化防止剤の全薬剤販売におけるシェアは 2004 年半ばの 2.7%から 2005 年の終わりには 0.6%に低下した。

³⁴ Paul B. Ginsburg et al., 2006, supra, p.w491.

³⁵ John Russell, "Consumer-Driven Healthcare: Growth, Strategies, Details and Mixed Opinions", Managed Care Information Center, 2006, p.11.

³⁶ Haneefa T. Saleem, *'Health Spending Accounts'* (U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics website) (visited June 28, 2007) http://www.bls.gov/opub/cwc/cm20031022ar01p1.htm.

³⁷ Charles N. Kahn III, "The Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996", in "The Managed Health Care Handbook, 4th Ed", p.1293 (Peter R. Kongstvedt ed., Aspen Publishers, Inc., 2001).

³⁸ Carlos Zarabozo and Jean D. LeMasurier, "Medicare and Managed Care", in "The Managed Health Care Handbook, 4th Ed.", pp.1060·1061,1063 (Peter R. Kongstvedt ed., Aspen Publishers, Inc., 2001). MSA を組み込んだプランは現在でもメディケア・アドバンテージの選択肢の 1 つとなっている。CMS, "Medicare gov: How Medicare Plans Work" (visited Aug. 17, 2007) ">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=MA>">http://www.medicare.gov/MPPF/Static/TabHelp.asp?language=English&version=default&activeTab=3&planType=BAD=3&pl

³⁹ U.S. Department of Treasury, "*Treasury and IRS Issue Guidance on Health Reimbursement*", June 26, 2002 (PO-3204). (Visited June 29, 2007) http://www.treas.gov/press/releases/po3204.htm.

きっかけともいえる HSA が、2003 年に成立したメディケア近代化法 (Medicare Prescription Drug, Improvement and Modernization Act of 2003) の下で導入された ⁴⁰。《図表 26》において、上述の各勘定の特徴を比較して示した。

勘定は拠出金の受託者により開設されることとなるが、例えば HSA について見ると、受託者となりうるのは銀行、保険会社その他連邦財務省内国歳入庁が受託者として認めた機関であって、かつ当該 HSA の勘定と組み合わされ

単身プラン

家族プラン 10.500ドル

5,250ドル

| 《凶表 26 | 》米国における、 | 医療コストを賄う | 日的で用いられる | 勘定の比較 |
|---|---------------------|--|--|---|
| 勘定の種類 | FSA | MSA | HRA | HSA |
| 根拠法等 | Revenue Act of 1978 | Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996 (HIPAA) | U.S. Department of the Treasury Revenue Ruling 2002–41 | Medicare Prescription Drug, Improvement and Modernization Act of 2003 |
| 導入年月日 | 1979年1月1日 | 1997年1月1日 | 2002年6月26日 | 2004年1月1日 |
| 勘定を利用できる者 [®] | ・全ての従業員 | ・自営業者 ・従業員数50名以下の 企業の従業員 | ・全ての従業員 | ・全ての者 |
| (雇用主が勘定を提供 する場合の)拠出者 | 雇用主、従業員の一方 または双方 | 雇用主、従業員のいず れか一方 | 雇用主 | 雇用主、従業員の一方 または双方 |
| 当年残高の翌年繰越 可否 | 不可 | 可 | 可 | 可 |
| 勘定のポータビリティ (転職時または退職後 の携行性)の有無 | なし | あり | なし | あり |
| 健康保険プランへの加 入は必須か? | 必須ではない | 必須 | 必須ではない | 必須 |
| 必須の場合、健康保険 プラン ^b の要件(2006年) | _ | ・免責金額 単身プラン 1,800ドル〜2,700ドル 家族プラン 3,650ドル〜5,450ドル・自己負担限度額上限 | _ | ・最低免責金額 単身プラン 1,050ドル 家族プラン 2,100ドル ・自己負担限度額上限[°] |

《図表 26》米国における、医療コストを賄う目的で用いられる勘定の比較

- (注) a. 勘定の利用に当たり、別途定められた要件を充足する必要がある。
 - b. MSA や HSA において加入が必須とされている、免責金額や自己負担限度額に関する要件を満たす健康保険プランは、High Deductible Health Plan (HDHP) と称される。

単身プラン 3,650ドル

家族プラン 6,650ドル

c. 健康保険プランが構成するネットワーク内の医療プロバイダーが提供するサービスの利用を前提とした額である。

(出典) 以下の文献等をもとに損保ジャパン総合研究所作成。

- · Haneefa T. Saleem, "Health Spending Accounts" (U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics website) (visited June 28, 2007) http://www.bls.gov/opub/cwc/cm20031022ar01p1.htm.
- · "Health Savings Accounts and Other Tax-Favored Health Plans", U.S. Department of the Treasury Internal Revenue Service Publication 969 (2006) (visited July 20, 2007) http://www.irs.gov/publications/p969/index.html.
- · RAND, "Consumer Directed" Health Plans: Implications for Health Care Quality and Cost", California Healthcare Foundation, June 2005, pp.10-11.
- "Health Savings Accounts—Transition Relief", U.S. Department of the Treasury Internal Revenue Service
 Internal Revenue Bulletin, 2004-15, Apr. 12, 2004, p.727 (visited July 20, 2007) http://www.irs.gov/pub/irs-irbs/irb04-15.pdf>.

⁴⁰ John Russell, 2006, *supra*, p.11.

ている健康保険プランの提供元とは別の機関で あるとされている 41。

消費者が医療コストの実額を知ることにより、医療サービス購入の際により賢明な決定を下すことができる、というのが、CDHPの基本的考え方である42が、従業員にプランを提供する企業の側の姿勢を見ると、従来の健康保険プランを完全にCDHPで代替しようとするケースや、「従来のプランに慣れ親しんできた従業員にとっては、CDHPは複雑でなじみにくいのではないか」といった懸念から、導入に慎重な姿勢を示すケース等、様々である。前章の《図表9》に示されるように、導入する企業の割合は2006年においてもまだ10%にも満たないという調査結果が得られている。

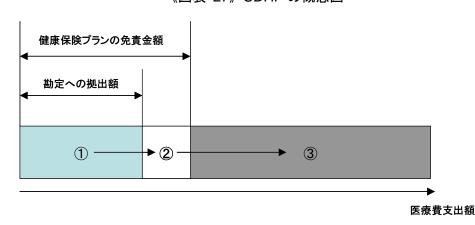
本節では、米国における CDHP に対する見方、CDHP を実際に導入した企業の事例、および CDHP を提供する側の動きの例を、現地でのインタビューの結果も踏まえて紹介する。な

お、以下では CDHP との対比において、インデムニティ型および HMO・PPO 等のマネジドケア型の健康保険プランについて、すべて従来型の健康保険プランとして取り上げている。これらの従来型健康保険プランについては、<付録 1>2.(3)を参照されたい。

(1) CDHP の概要

前述のとおり、CDHPとは、医療コストを賄うための勘定を免責金額が高い健康保険プランと組み合わせたものである。《図表 27》は、CDHPの概念を示したものである。

従業員は免責金額の範囲内で、まず勘定から 医療コストを賄い(《図表 27》の①)、勘定で 免責金額を賄いきれない部分については全額自 己負担となる(《図表 27》の②)。医療コスト が免責金額を超過した場合に健康保険プランか らの給付が開始されるが、所定の自己負担限度 額の範囲内で、加入者も医療コストの一部(定



《図表 27》CDHPの概念図

①免責金額の範囲内で、まず勘定から医療コストを賄う

- ②勘定で免責金額を賄いきれない部分については全額自己負担
- ③医療コストが免責金額を超えると健康保険プランからの給付が開始される

(給付開始後も、所定の自己負担限度額までは定額または定率の自己負担あり)

(出典) 損保ジャパン総合研究所作成。

⁴¹ "Health Savings Accounts and Other Tax-Favored Health Plans", U.S. Department of the Treasury Internal Revenue Service Publication 969 (2006) (visited July 20, 2007) http://www.irs.gov/publications/p969/index.html.

⁴² John Russell, 2006, supra, p.11.

額または定率)を負担する(《図表 27》の③)。

免責金額が高い健康保険プランと組み合わせて用いられる代表的な勘定の例として、前述のとおり HRA と HSA があげられる。以下、この2つの勘定について述べる43。

1)HRA

HRA は、雇用主のみが拠出を行い、かつ雇用主が保有する勘定である。従業員は、ある年に使い残された拠出金を、翌年に繰り越して使うことができるが、従業員が退職または転職した場合には、使い残された拠出金は雇用主の手元に戻る。HRA は、どのようなタイプの健康保険プランとも組み合わせることができるが、免責金額が高いプランと組み合わされることが多い。

2)HSA

HSAは、雇用主・従業員の一方または双方が 拠出を行い、かつ従業員が保有する勘定である。 従業員は、ある年に使い残された拠出金を、翌 年に繰り越して使うことができ、転職の場合に は転職先に勘定を持ち運ぶことができる。HSA は、免責金額が所定額以上の健康保険プランと 組み合わせて用いられなければならない。

(2) 米国における CDHP に対する見方 ①導入企業の見方

米国のコンサルティング会社 Buck Consultants が 2006 年に米国の企業等を対象に行った CDHP に関する調査"HRA/HSA Survey for Consumer-Driven Health Care Plans"の結果によると、HSA を組み込んだ CDHP を成功させるための要因として、以下のような点が指

摘されている44。

・ 積極的な従業員教育

回答者の81%が、CDHPの成功に向けた重要課題として、従業員からの真の理解を得る点を挙げている。また、CDHPを強く支持する企業と、中立的もしくはあまり強くは支持していない企業の加入率を比較すると、前者では17%、後者では2%であった。

・雇用主による拠出

CDHP の加入期間開始時に雇用主が HSA の 勘定に拠出し、HSA の管理コストも雇用主が 負担することにより、加入率は高くなると考 えられている。調査結果によれば、実際に拠 出を行っている企業の割合は 76%であった。

・請求処理の統合

健康保険プランと HSA の管理者が連携し請求に対する支払いの処理を統合することにより、従業員が HSA の勘定から直接医療プロバイダーに支払う際の負荷を軽減すべき点が指摘されている。

・拠出金の投資手段の選択肢を複数提供する 回答者の92%が、投資信託等、株式を組み込 んだ投資を選択肢として提供している。

同調査によれば、CDHPを導入した理由として回答率が高かったのは、コストの削減(85%)、および実際に発生している医療コストそのものを従業員に認識させること(56%)であった。また、HSAとHRAを比較すると、コスト抑制効果があると回答した割合は、HSAが46%、HRAが13%であり、従業員にとって魅力的であると回答した割合は、HSAが52%、HRAが23%であった。

⁴³ RAND, "Consumer Directed" Health Plans: Implications for Health Care Quality and Cost", California Healthcare Foundation, June 2005, pp.10-11.

⁴⁴ John Russell, 2006, *supra*, pp.25-26.

②ブローカーの見方

以下は、中小企業層をビジネスのターゲット とする、あるブローカーの見方である ⁴⁵。

a. 総論

CDHPの導入1年目からコスト削減が図られるわけではなく、従業員教育や価格の透明性確保、また従業員が自らヘルスケアサービスを購入できるよう Web ベースのツールを提供することを通じて将来のコスト削減につながっている。

現在の CDHP の主流が、免責金額が高い保険契約に HSA や HRA を組み合わせた商品である中で、数多くの Web ベースのツールを活用してコスト削減のインセンティブを与える新しいタイプのプランを顧客に提案しているが、新しいがゆえに従業員教育が1つの課題となっており、新しいプランが広く受け入れられるようになるには1-2年を要するであろう。

b. 今後の CDHP の位置づけについて

従業員は単なる受給者であってはならず、消費者たることが必要と考える。その点から、顧客には CDHP を薦めたい。企業は従業員のために、健康保険プランの選択肢の中に、従来型の健康保険プランと共に CDHP を含めるべきである。従来型プランの1つである HMO型の価格がここ数年上昇傾向にあること、企業が従業員のヘルスケアに係るコストを CDHP によって従業員自身に転嫁しようとしていることを考えると、今後 CDHP の価格がもっと下がれば、従来型プランを完全に代替する可能性も考えられる。

c. CDHP によるコスト削減のインセンティブ

CDHPは、その給付の仕組みによってコスト削減のインセンティブを従業員に与えている。例として薬剤コストについて見ると、従来型プランの加入者の場合、処方された薬剤を薬局で購入したときに負担する金額は定額であるのに対し、CDHPの加入者は購入時に、薬価の全額を一旦自己負担し、その後免責金額を超過した部分につき償還を受ける。そのため CDHPの加入者は薬剤を安く購入できる薬局を探すようになる。高コストの場合、「本当にこの薬は自分にとって必要なのか」と疑問を感じ、せっかく処方箋を出してもらっても薬剤の購入を見合わせるケースもある。

d. CDHP が成功するための要因

企業が CDHP の導入・運用に成功するためには、そのスキームを管理しやすい形とし、Webサイトや顧客サービスによる関連情報へのアクセスを充実させ、加入する従業員にとって分かりやすいプランとすることが必要である。例えば、Kaiser Permanente が Wells Fargo Bankと提携して新しい CDHP を提供している 46が、HSA アクセス用のデビットカードは、加入者の支払額が免責金額に達すると、それ以降の支払分については自己負担なしで保険から支払われるよう自動的に切り替わる機能を有するので、加入者にとって使い勝手が良い。一方企業にとっても、購入する健康保険プランに HSA がバンドルされているので、HSA の受託者を別途手配する手間が省けるメリットがある。

e. 企業が従業員に提供している (CDHP を含む全ての) プランの購入先やプラン自体の内容

⁴⁵ HB Resources Insurance Services へのインタビュー結果による (2007年4月2日)。

⁴⁶ Kaiser Permanente News Release, "Kaiser Permanente Launches Health Savings Accounts in California", Aug.15, 2006 (visited Aug.30, 2007) http://ckp.kp.org/newsroom/national/archive/nat_060815_hsa_ca.html, Jon Ortiz, "Kaiser has tax-free plan", The Sacramento Bee, Aug.16, 2006.

の見直しについて

プラン購入先の保険会社を切り替えると、従 業員が利用する医師・病院も切り替える必要が 生じる可能性があるため、サービス内容が悪い、 あるいは価格が高騰したといった理由がない限 り、企業は保険会社を切り替えようとは考えない。

一方企業は、価格上昇を理由としてプランの内容を毎年あるいは隔年で見直す。例えば既存のプランが自己負担額 15 ドルであり、保険会社が翌年に保険料率を 17%引き上げることを予告した場合、企業は自己負担額を 30 ドルに引き上げることにより、保険料率の引き上げを抑制しようとする(例えば、自己負担額の引き上げにより、本来 17%の保険料率の引き上げ幅を 6%にとどめようと考える)。企業が従業員の不満を買わないようにコスト抑制を図るためには、従業員に健康保険プランをめぐる業界の動きをあらかじめ理解しておいてもらうことが重要であり、そのために企業に情報提供を行うのがブローカーの役割である。

(3) CDHP を導入している企業の具体的事例①Stanford University の事例 ⁴⁷

a. 概要

カリフォルニア州の Stanford University では 2005年より、Lumenos⁴⁸の提供する CDHP を従業員に提供している。この CDHP は、2004年に従業員の 13%が加入していた PPO プランに取って代わるものであった。プランの概要は、導入 1年目の 2005年、2年目の 2006年ともに《図表 28》のとおりである。なお、この CDHPにおける 1回当り支払保険料については、Kaiser Permanente が提供する HMOの保険料(単身向けは保険料なし、家族向けは 82.17ドル)よりも高い水準となっている。

b. 現状

CDHP 導入 1 年目の 2005 年には、加入資格 のある従業員 11,000 人のうち約 8% しか CDHP に加入せず、2006 年の加入率も 1 ケタ台にと どまった。

Stanford University の人事責任者である Diane Peck 氏によれば、同大学では、CDHP が従業員にとってあまりにも分かりにくい内容 であるとのフィードバックを受け、2006 年にお

《図表 28》 Stanford University が提供する従業員向け CDHP の内容(2005 年、2006 年)

| 1回当たり支払保険料 | 単身 | 37.48ドル |
|----------------|----------|-----------|
| | 家族 | 190.88ドル |
| 健康保険プラン(PPO)の免 | 単身 | 1,500ドル |
| 責金額 | 従業員本人+1名 | 2,250ドル |
| | 家族 | 3,000ドル |
| HRAへの毎年の拠出額 | 単身 | 1,000ドル |
| | 従業員本人+1名 | 1,500ドル |
| | 家族 | 2,000ドル |
| PPOによる給付開始後の従 | ネットワーク内 | 医療コストの20% |
| 業員の負担割合 | ネットワーク外 | 医療コストの40% |

(出典) Steve Davis ed., "35 Employer Case Studies In Consumer-Directed Care – Tips and Strategies from Employers That Are Pioneering HSA- and HRA-Based Health Plans", Atlantic Information Services, 2006, pp.45-46 より損保ジャパン総合研究所作成。

⁴⁷ Steve Davis ed., *"35 Employer Case Studies In Consumer-Directed Care – Tips and Strategies from Employers That Are Pioneering HSA- and HRA-Based Health Plans"*, Atlantic Information Services, 2006, pp.45-46.

⁴⁸ 現在は WellPoint の傘下にある。

いて CDHP を 2005 年と同一の内容としつつ、 従業員のためにコミュニケーションの強化や教育の機会を取り入れてきた。それでも、従業員に CDHP を売ることが困難であった。さらにそのような状況となる一因として、Diane Peck氏は「従業員は HMO に慣れきっている。彼らは医者の所に行った時に一定の金額を負担すること以外のコスト負担を考えるのが煩わしい」という点を指摘する。実際に同大学では、従業員の 70%超が、彼らに選択肢として与えられている3つの HMO プラン49のうちいずれか1つに加入している。

Stanford University で人事問題に取り組んでいる Alain Enthoven 教授は、HMO に加入している 70%超の従業員は今後もHMO にとどまり、CDHP の加入率は低いレベルで推移する

であろうと予測する。さらに同教授は、「従業員の多くは、自分の医療コストをうまくやり繰りすることに多大な時間を費やしたいとは思っていない。どの道医療コストは勘定に拠出した金額や免責金額を上回るのであるから、CDHPがうまく行くとは思えない。」と指摘している。

②Humana の事例 50

a. 概要

米国の大手健康保険会社である Humana が 自社の従業員向けに提供する CDHP は HSA を 組み込んだプランであり、《図表 29》に示すと おり、年間免責金額・保険によるカバー割合が 異なる3つの選択肢が用意されており、自己負 担限度額が免責金額と等しく設定されている。

保険料については企業が定額を負担する一方、

| | 《因我 25/ Hulliana 》,從未負刊行之提供的 G CDITF UDEN放 | | | | | |
|------|--|-----------|------------------------------|------------------------|--|--|
| 選択肢 | 企業側のHSAへの 年間拠出額 | 年間免責金額 | 免責金額到達後の、健康保険 プランによるカバー割合 | 自己負担限度額 | | |
| 選択肢1 | 単身500ドル 家族1,500ドル | 単身1,250ドル | ネットワーク内80% ネットワーク外50% | 単身1,250ドル 家族2,500ドル | | |
| 選択肢2 | 単身500ドル 家族1,500ドル | | ネットワーク内90% ネットワーク外60% | 単身2,000ドル 家族4,000ドル | | |
| 選択肢3 | 単身500ドル 家族1,500ドル | | ネットワーク内100% ネットワーク外70% | 単身3,000ドル 家族6,000ドル | | |

《図表 29》 Humana が従業員向けに提供する CDHP の選択肢

《図表 30》Humana が従業員向けに提供する CDHP の免責金額別(個人向け)保険料月額水準

| 年間免責金額 | 従業員が負担する 保険料月額の下限 | 従業員が負担する 保険料月額の上限 |
|---------|----------------------|----------------------|
| 1,250ドル | 36.55ドル | 41.55ドル |
| 2,000ドル | 16.55ドル | 21.55ドル |
| 3,000ドル | 13.00ドル | 13.00ドル |

(出典) Steve Davis ed., Atlantic Information Services, 2006, *supra*, p.51 より損保ジャパン総合研究所作成。なお、この文献によれば、上表は Humana の 2005 年 6 月時点の資料に基づく。

⁽注) 予防的ケアに関するコストは、免責金額到達前において全額カバーされる。

⁽出典) Steve Davis ed., Atlantic Information Services, 2006, *supra*, p.50 より損保ジャパン総合研究所作成。なお、この文献によれば、上表は Humana の 2005 年 6 月時点の資料に基づく。

⁴⁹ Kaiser Permanente、Health Net および Pacificare が提供。

⁵⁰ Steve Davis ed., Atlantic Information Services, 2006, supra, pp.49-51.

従業員が負担する保険料の水準は《図表 30》 のとおりであり、免責金額が高いほど負担する 保険料の水準が低くなっている。

b. 現状

2005 年 7 月 1 日時点で、Humana では従業 員 12,822 名のうち 47%が上記の CDHP に加入 した。この割合は同社の期待通りであった。

Humana では CDHP の 3 つの選択肢の導入 と併せて、2004 年には従業員の 56%が加入していた PPO 型プランを選択肢から除外した。 さらに HRA を組み込んだ CDHP に加入していた従業員にも HSA を組み込んだプランに切り替えるよう働きかけた。具体的には、同社としては HRA への拠出を取りやめる一方、HSA に単身プランで 500 ドル、家族プランで 1,500 ドルの拠出を行うことを従業員に通告した。これが奏功し、HRA を組み込んだプランに加入していた従業員の割合は、2004 年の 28%から2005 年にはわずか 1.5%にまで激減した。

Humana が上述の CDHP とは別の選択肢として提供している、年末時点の未使用分の繰り越しを認めない医療給付を PPO と組み合わせた Coverage First と称されるプランも、同社の多くの従業員が選択している。

③Blue Shield of California の事例 51

a. 概要

元来 Blue Shield of California (以下「BSC」とする。)では、地方部でクレーム処理に従事する従業員向けの低コストの CDHP として、高額の免責金額が設定された PPOを HRA と組み合わせたプランが提供されていた。これは地方部の従業員の賃金水準が低く、さらにこの地方部では低廉の HMO 型のプランを入手することができなかったことが背景にある。

BSC は 2007 年に顧客向け商品として HSA を組み込んだ CDHP を導入した。この商品の販売促進を1つの理由として、それまで従業員に提供していた上述の CDHP も PPO に HSA を組み合わせたタイプに切り替えることとした。《図表 31》はその給付内容である。BSC はこの他、従来型の健康保険プランである HMO 型と PPO 型(免責金額 500 ドル)も選択肢として従業員に提供している。

b. 現状

BSC は従業員教育として、加入者の募集期間に30の事業所において CDHP の説明会を行った。これはビジュアルなプレゼンテーション資料を用いて、種々のシナリオを想定して家族が1年間に要する保険料、HSA 拠出額、治療費の

《図表 31》BSC における CDHP (HSA+PPO) の給付内容

| | 単身 | 家族 | |
|-------------------|-----------|---------|--|
| HSAへの拠出額 | 750ドル | 1,500ドル | |
| PPOの免責金額 | 1,500ドル | 3,000ドル | |
| PPOによる給付(ネットワーク内) | 医療コストの80% | | |
| PPOによる給付(ネットワーク外) | 医療コストの60% | | |
| 自己負担の限度額 | 4,500ドル | 9,000ドル | |

(出典) Blue Shield of California の元給付管理責任者へのインタビュー結果 (2007年4月15日) をもとに損保ジャパン総合研究所作成。

⁵¹ Blue Shield of California の元給付管理責任者へのインタビュー結果による (2007 年 4 月 15 日)。

自己負担といった医療コストを従業員に理解させようとする内容であり、また HSA の当年残高の翌年への繰越についても解説された。さらに説明会では、今後5年間の医療コストの予測値が CDHP と他のプランを比較する形で紹介された。

BSC では 2007 年に HSA を組み合わせた CDHP を導入したばかりであり、企業としての 導入目的の達成度や従業員の満足度等の評価を 行うには時期尚早な状況にあるが、BSC は「従業員は医療コストの実額を意識する必要がない 従来型プランの方にまだ親しみと満足感を覚えており、これが CDHP の普及を妨げている。」と指摘している。さらに BSC は、例えば処方 箋薬の購入に当たり、従来型のプランでは一部 自己負担で済んでいたものが、CDHP では(たとえ PPO のネットワークを利用することによる割引を受けられるにせよ)実額を負担しなければならなくなることに対して従業員がどのように感じるか、という点を懸念している。

④Wendy's International の事例 52

a. 概要

オハイオ州ダブリンに本拠を置くファーストフード会社 Wendy's International (以下「Wendy's」と略す。) は、2005年に HSA を組み込んだ CDHP (UnitedHealth Group が提供)を導入した。《図表 32》に示すとおり、5つのタイプが提供されているが、その中で Plan Aから Plan Cまでの3つが管理職クラスの従業員向けのプランである。一方、Plan Dと Plan Eの2つは交替勤務の従業員向けの、保険料が割安なプランとなっている。

b. 現状

Wendy's の従業員の約85%がHSAを組み込んだCDHPに加入しており53、加入者の約90%は2005年末においてHSAへの拠出金を使い残していた。また加入者は、2005年には雇用主からのHSAへの拠出金を年4回(毎回、年間拠出金額の1/4ずつ)受けていたが、2006年には処方箋薬剤給付に関してプランの内容が改定されたことに伴い、年間拠出金額の1/2に相当する額の拠出を年初に受けることとなった。

HSA を組み込んだ CDHP を導入した 2005 年における Wendy's の医療コストの請求額は

| 《図表 | 32》 | Wendy's | が従業員に提供す | ろ | CDHP | の内容 |
|--------------|------|-----------|----------|-----|------|-------|
| \\ \(\to \) | JZ// | VVCIIUV 3 | ルル木貝にルバナ | າດປ | | ひノドリケ |

| プランのタイプ | Plan A | Plan B | Plan C | Plan D | Plan E |
|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 従業員が隔週で拠出する額 | \$43 | \$31 | \$21 | \$21 | \$15 |
| 1年間の免責金額 | \$1,200 | \$1,200 | \$2,700 | \$1,200 | \$1,200 |
| 雇用主が1年間にHSAに拠出 する額 | \$744 | \$744 | \$1,674 | \$744 | \$744 |
| (免責金額到達後の)従業員 の医療コスト負担割合 | 10%(ネットワーク内) 30%(ネットワーク外) | 15%(ネットワーク内) 40%(ネットワーク外) | 10%(ネットワーク内) 30%(ネットワーク外) | 20%(ネットワーク内) 40%(ネットワーク外) | 30%(ネットワーク内) 50%(ネットワーク外) |
| 1年間の自己負担限度額 (ネットワーク内) | \$2,000 | \$2,500 | \$2,000 | \$2,500 | \$3,000 |
| 1年間の自己負担限度額 (ネットワーク外) | \$3,200 | \$4,000 | \$3,200 | \$5,000 | \$5,000 |
| 予防ケア給付割合 | 100%(ネットワーク内) 70%(ネットワーク外) | 100%(ネットワーク内) 60%(ネットワーク外) | 100%(ネットワーク内) 70%(ネットワーク外) | 100%(ネットワーク内) 60%(ネットワーク外) | 100%(ネットワーク内) 50%(ネットワーク外) |
| 生涯給付限度額 | 無制限 | 無制限 | 無制限 | 無制限 | 無制限 |

(出典) Steve Davis ed., Atlantic Information Services, 2006, *supra*, pp.23-24 より損保ジャパン総合研究所作成。なお、この文献によれば、上表は Wendy's の 2006 年 1 月時点の資料に基づく。

⁵² Steve Davis ed., Atlantic Information Services, 2006, *supra*, pp.23-24.

⁵³ 本事例の出典によれば、従業員の 85%が 4 つのプランのうちいずれか 1 つに加入しているとされているが、この「4 つのプラン」が、≪図表 32≫に示す、Wendy's が提供している 5 つのタイプのうちどれに相当するかについては不明である。

前年に比べて 17%減少した。一方、プランの運営コスト全体で見ると、過去 5 年間はコストの増加率が 2 けた台で推移していたが、2005 年にはわずか 1%の増加にとどまっている。Wendy's によれば、この微増は HSA への拠出によるものであるとされている。

Wendy's では 2006 年より従業員の健康リスク評価を開始したが、これにとどまらず従業員の健康維持のためのさらなるイニシアチブを検討している。

(4) CDHP をめぐる最近の動きの例

①Destiny Health の CDHP に関する新たな戦略

CDHP を提供する健康保険会社 Destiny Health は2006年9月、CEOの交代とともに、それまでの CDHP の戦略を見直すことを公表した 54。具体的には、同社が提供する CDHP を補完するものとして、新たに PPO 型の健康保険プランを提供することとした。同社によれば、このような見直しの目的は、「CDHP の考え方は支持するが、CDHP に完全移行できる体制は整っていない顧客企業のための『ソフトランディング』を提供する」ことにあった。

Destiny Health の PPO 型プランでは、免責金額が低く設定されていることに加えて、通院費用、処方箋薬剤費用および緊急治療室の利用に伴う費用については、免責金額にかかわらず、定額の加入者負担分を除き全額保険でカバーされる 55。

このような動きに関しては、「Blue Cross and Blue Shields of Illinois、UnitedHealth Group、

Humana のような、PPO や HMO に次ぐ選択 肢として CDHP を提供することが可能な他の 大手プレーヤーと比較して、Destiny Health は 競争上不利な立場にあった。概して企業の雇用 主が『CDHP への完全移行は気が引けるが、 CDHP を試してはみたい』と考えている中で、 CDHP 以外の選択肢を追加するという動きは 評価できる。」との業界の見方が存在する 56。

②CMS によるメディケア受給者向け CDHP の パイロットプログラム

メディケア・アドバンテージの選択肢には、HMO型、PPO型、出来高払い方式といった健康保険プランの他に、免責金額が高く設定された健康保険プランに MSA を組み合わせたプランが存在する。CMS は、この MSA を組み合わせたプランにおいて、以下に述べるとおり、内容が CDHP により近いタイプの実験的導入を図っている。

2006 年 7 月 10 日、CMS は、全米のメディケア受給者を対象に、メディケア・アドバンテージにおける CDHP の提供を行うための新たな動きを、2007 年から開始することを公表した57。具体的には、メディケア・アドバンテージで従来提供されていた MSA のプラン(以下「通常の MSA プラン」とする。)とは別の選択肢として、民間で提供されている HSA を組み込んだ CDHPに内容が類似した MSA によるプラン(以下「実験的 MSA プラン」とする。)を、2007年1月1日から提供することとした58。実験的 MSA プランは通常の MSA プランと異なり、以

⁵⁴ Destiny Health News Release, "Destiny Health Announces New CEO, Expansion Plans", Sept. 6, 2006 (visited Nov.27, 2006) http://destinyhealth.mediaroom.com/index.php?s=press_releases&item=51.

⁵⁵ Destiny Health website, "PREFERRED PROVIDER ORGANIZATION (PPO)", (visited Aug. 14, 2007)

 $< http://www.destinyhealth.com/menu_utils/contentSourcesInclude.jhtml?includePage1=/contentsources/common/common/empowerment/insurance/ppo.html"es=quotes>.$

⁵⁶ Bruce Japsen, "Health plan adds PPO, new CEO', Chicago Tribune, Sept.6, 2006.

⁵⁷ CMS Press Release, "CMS ANNOUNCES STEPS TO IMPROVE ACCESS TO CONSUMER-DIRECTED HEALTH PLANS IN MEDICARE", July 10, 2006 (visited Nov. 27, 2006) http://www.cms.hhs.gov/apps/media/press_releases.asp. 58 CMS, "FACT SHEET ON 2007 MEDIARE MEDICAL SAVINGS ACCOUNT PLANS" (visited Aug. 14, 2007) http://www.cms.hhs.gov/MedicareAdvantageApps/Downloads/MSA%20Hill%20Fact%20Sheet.9.29.06.pdf.

下のような特徴がある。

- ・加入者の医療コストが免責金額に達する前 から予防的サービスの費用がカバーされる
- ・組み合わされる健康保険プランの免責金額 が所定の自己負担限度額以下に設定されて いる
- ・医療コストが免責金額に達した後も、所定の 自己負担限度額の範囲内で加入者の自己負 担が発生する
- ・利用する医療プロバイダーがネットワーク の内か外かで加入者の負担額に差を付けて いる

《図表 33》は、通常の MSA プランと実験的 MSA プランの特徴を比較したものである。

2007 年においては、《図表 34》のとおり 3

社の保険会社が、メディケア・アドバンテージ において MSA プランを提供する。

実験的 MSA プランでは、メディケア受給者が自らの医療サービスの購入に際して最良の選択ができるよう支援するという観点から、プランの加入者に対して、医療サービスや医療プロバイダーのコストと質に関する情報が提供されなければならないとされている 59。

CMSは、通常のMSAプランに加えて実験的MSAプランを提供することにより、メディケア受給者に対して巨額の医療コストの発生に対するカバーを提供すると同時に、医療サービスの利用を受給者自身の責任で管理する機会をも提供することになるであろう、と考えている60。

《図表 33》メディケア・アドバンテージの通常の MSA プランと実験的 MSA プランの比較

| プランのタイプ | 通常のMSAプラン | 実験的MSAプラン |
|------------------------|--|---|
| MSAへの拠出 | 年初一括 | (概ね)年初一括 |
| 健康保険プランの免責金額 | 最高免責金額9,500ドル(2007年) | 最低免責金額2,000ドル 別途設定される自己負担限度額は9,500 ドル以下とする (以上2007年の設定額) |
| 免責金額到達後の健康保険プランによる給付内容 | 加入者の自己負担なしに全額カバー | 自己負担限度額に達するまで定額または 定率の自己負担が生ずる。 自己負担限度額到達後は全額カバー (「医療プロバイダーの請求額>プランに よる支払額」の場合、その差額を加入者 が負担) |
| 加入者自己負担額 | 利用した医療プロバイダーがネットワーク の内か外かによらず、負担額は等しい | ネットワーク内の方が負担額は低い。 ネットワーク外のサービスを利用した場合 であっても、免責金額までの負担額の積 算は、ネットワーク内のサービスを利用し た場合の負担額に換算の上行われる。 |
| 予防的医療サービス | 免責金額到達後からカバー | 免責金額到達前からカバー |
| 職域向けプランの提供 | 個人向けにプランを提供している地域に おいてのみ提供可能 | 個人向けにプランを提供していない地域 において、職域向けプランのみ提供する ことも可能 |

(出典) CMS, "FACT SHEET ON 2007 MEDIARE MEDICAL SAVINGS ACCOUNT PLANS" (visited Aug. 14, 2007) http://www.cms.hhs.gov/MedicareAdvantageApps/Downloads/MSA%20Hill%20Fact%20Sheet.9.29.06.pdf より損保ジャパン総合研究所作成。

⁵⁹ Ibid.

⁶⁰ Ibid.

| プランを提供する保険会社 | MSAプランのタイプ | 免責金額 | 自己負担限度額 (実験的MSAプラ ンの場合) | 免責金額到達後 の加入者負担割 合(実験的MSAプ ランの場合) | プランが提供される地域 |
|--------------------------------------|------------|--|-------------------------------|---|--|
| American Progressive | 実験的MSAプラン | 4,000ドル | 4,800ドル | 自己負担限度額 まで20%負担 | 個人向けはニューヨーク州、ペンシルバニア州 職域向けは50州全てにおいて 提供 |
| Blue Cross of California | 通常のMSAプラン | 2,500ドル、3,500ドルま たは4,500ドル(職域向 けプランは4,500ドル) | _ | _ | 個人向け・職域向けともにカリ フォルニア州 |
| Unicare Life and Health Insurance | 通常のMSAプラン | 2,500ドル、3,500ドルまたは4,500ドル(職域向けプランは4,500ドル) | _ | | 個人向け・職域向けともに下記 を除く全ての州:カリフォルニア 州、コロラド州、ジョージア州、 インディアナ州、ケンタッキー 州、メイン州、ミズーリ州、ネバ ダ州、ニューハンプシャー州、 オハイオ州、パージニア州、 ウィスコンシン州 |

《図表 34》2007年において提供されるメディケア・アドバンテージの MSA プラン

(出典)《図表 33》に同じ。

〈参考文献〉

1. 各章関連

第Ⅱ章

- A.M.BEST Special Report (Life/Health Review/Preview), "Finding the Right Balance", Jan.2006.
- CMS, "BRIEF SUMMARIES of MEDI-CARE & MEDICAID", (visited Nov.1, 2006) http://www.cms.hhs.gov/MedicareProgra mRatesStats/downloads/MedicareMedicaid Summaries2006.pdf>.
- · CMS, "CMS ACTS TO IMPROVE QUAL-ITY CARE FOR CHRONICALLY ILL BENEFICIARIES" (visited Dec.18, 2006) http://www.cms.hhs.gov/apps/media/press/release.asp?couter=1521.
- · CMS, "Legislative Summary: Balanced Budget Act Of 1997 Medicare And Medicaid Provisions" (visited Aug.13, 2007) <p.47http://www.cms.hhs.gov/DemoProject sEvalRpts/downloads/CC_Section4016_BB A_1997.pdf>, p38-41.
- · CMS, "Medicare Managed Care Contract Report" as of Dec. 1 of respective years (visited Nov.20, 2006)

- http://www.cms.hhs.gov/HealtlanRepFile Data/04_Monthly.asp>.
- CMS, "Medicaid Managed Care Enrollment Report" as of June 30 of respective years (visited Nov.22, 2006)
 http://www.cms.hhs.gov/MedicaidDataSo
 - urcesGenInfo/04_MdManCrEnrllRep.asp>.
- CMS, "MEDICARE PREMIUMS AND DE-DUCTIBLES FOR 2007" (visited Nov. 21, 2006)
- http://www.cms.hhs.gov/apps/media/press/release.asp?Counter=1958>.
- CMS, "Medicare Seeks Proposal For Senior Risk Reduction Demonstration As Part Of Agency's New Focus On Prevention" (visited Nov.21, 2006)
- http://www.cms.hhs.gov/apps/media/press/release.asp?>.
- Sally A. Rosen, "Consolidation, Medicare Prescription Plan Shaped Healh Insurance Market in 2005", A.M.BEST Special Report, May 2006.
- The Kaiser Family Foundation, "Employer Health Benefits 2006 Annual Survey", Sept.2006 (visited Sept.27, 2006)

- http://www.kff.org/insurance/7527/upload/7527.pdf.
- The Kaiser Family Foundation, "Trends and Indicators in the Changing Health Care Marketplace", Apr.2005 (visited Sept. 27, 2006)
 - http://www.kff.org/insurance/7031/index.c fm>.
- U.S.Census Bureau, "Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States :2005", Aug.2006.

第Ⅲ章

- Clive Riddle et al., "Consumer Driven Care Guidebook 2007", MCOL, 2007.
- CMS, "FACT SHEET ON 2007 MEDIARE MEDICAL SAVINGS ACCOUNT PLANS" (visited Aug.14, 2007)
 - http://www.cms.hhs.gov/MedicareAdvantageApps/Downloads/MSA%20Hill%20Fact%20Sheet.9.29.06.pdf>.
- CMS, "Medicare.gov: How Medicare Plans Work" (visited Aug. 17, 2007)
 http://www.medicare.gov/MPPF/Static/Ta
 bHelp.asp?language=English&version=def
 ault&activeTab=3&planType=MA>.
- Haneefa T. Saleem, "Health Spending Accounts" (U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics website)
 (visited June 28, 2007)
 http://www.bls.gov/opub/cwc/cm20031022
 ar01p1.htm>.
- "Health Savings Accounts and Other Tax-Favored Health Plans", U.S. Department of the Treasury Internal Revenue Service Publication 969 (2006)

- (visited July 20, 2007)
 http://www.irs.gov/publications/p969/index.html.
- John Russell, "Consumer-Driven Healthcare: Growth, Strategies, Details and Mixed Opinions", Managed Care Information Center, 2006.
- Paul B. Ginsburg et al., "Tracking Health Care Costs: Continued Stability But At High Rates In 2005", Health Affaires Web Exclusive, Oct.03, 2006.
- Peter R. Kongstvedt ed., "The Managed Health Care Handbook, 4th Ed.", Aspen Publishers, Inc., 2001.
- RAND, "Consumer Directed" Health Plans: Implications for Health Care Quality and Cost", California Healthcare Foundation, June 2005.
- Steve Davis ed., "35 Employer Case Studies In Consumer-Directed Care Tips and Strategies from Employers That Are Pioneering HSA- and HRA-Based Health Plans", Atlantic Information Services, 2006.
- 2. その他(複数の章において参考にした文献等)
- ・損保ジャパン記念財団「これからの生活習慣 病対策のあり方を考える」(損保ジャパン記 念財団叢書 No.72、2006)
- ・損保ジャパン記念財団「ディジーズ・マネジメント発展の可能性と課題」(損保ジャパン記念財団叢書 No.67、2004)
- ・損保ジャパン記念財団「米国におけるディ ジーズ・マネジメントの発展」(損保ジャパン 記念財団叢書 No.65、2003)

- ・西村徹、江頭達政、中村岳「米国ヘルスケア市場と保険会社のヘルスケア事情ー沿革、現 状および最近の動向ー」(安田総研クォータ リーVol.37、2001年)
- ・矢倉尚典、田中健司「米国における健康保険市場と保険会社のヘルスケア市場-2004年を中心とする概況および職域市場・HIPAA・メディケアをめぐる最近の動き-」(損保ジャパン総研クォータリーVol.45、2005年)
- ・矢倉尚典、田中充、田中健司「米国における 健康保険市場と保険会社のヘルスケア市場 -2001 年を中心とする動向および公的保険 制度における保険会社の関わり-」(損保 ジャパン総研クォータリーVol.42、2003年)

<付録 1> 米国における健康保険市場の基本的概念と特徴 および本稿におけるこれらの概念の用い方

本付録では、本稿の理解に資するため、米国の健康保険市場に関連する基本的概念および米国健康保険市場の特徴を簡潔に解説する。また、複数の意味で用いられている概念に関しては、本稿での用法についても併せて説明する。

1. 米国健康保険市場に関連する基本的概念

(1)健康保険

米国においては、「健康保険」(Health Insurance)は実務的には、営利健康保険(Commercial Health Insurance)、民間非営利健康保険(Private Noncommercial Health Insurance)および社会保険(Social Insurance)を包含する意味で使われている¹。本稿では健康保険をこの意味で用いている。

(2) 医療プロバイダー

現在の米国では、一般的に、医療を提供する施設が、救急病院(acute-hospital)、長期性病院(long term hospital)、ナーシングホーム(skilled nursing facility)等、患者の症状の度合いや緊急度に応じて機能分化している。本稿では、これらの施設の総称またはこれらの施設の経営主体の呼称として「医療機関」という用語を、また医師等の医療スタッフ、個別の医療施設または医療機関のネットワーク全体を指す幅広い概念として「医療プロバイダー」という用語を使用している。

(3)健康保険プラン

健康保険プラン(Health Plan)は、単なる 保険商品ではなく、医療プロバイダーのネット ワークを含めた、医療サービスの提供システム 全体を指す用語として使用されることもあれば、 そのようなシステムを企画設計、運営する組織 を意味する場合もある。本稿では、基本的には 前者の意味、すなわち医療サービスの提供シス テム全体という意味で用いている。

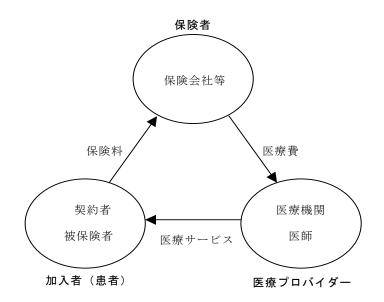
健康保険プランにおける3つの当事者(加入者、保険者、医療プロバイダー)の基本的関係を図示すると、《図表B1》のようになる。すなわち、加入者(患者)は、保険者に対して保険料を払い込むことによって、医療プロバイダーからサービスの提供を受ける。保険者は、加入者(患者)から収受した保険料を原資として、医療プロバイダーに医療費を支払う。医療プロバイダーは、加入者(患者)に医療サービスを提供した見返りとして、保険者から医療費の支払いを受ける。

(4) ヘルスケア

「ヘルスケア」という言葉は、狭義には医師などの専門家や病院などの医療施設において患者に供給される医療サービスを指していたが、広義には、従来にはなかったようなより広いサービス供給主体からのサービスや、健康の自己管理までをも含みうる広範な概念であると説明されている2。本稿では、この広範な概念と

¹ Harvey W. Rubin, "Dictionary of Insurance Terms, 4th Ed.", Barron's Educational Series, Inc., 2000, p.218.

² "Glossary of Terms and Acronyms" in "The Managed Care Handbook 4th Ed.", p.1365 (Peter R. Kongstvedt ed., Aspen Publishers, Inc., 2001).



《図表 B1》健康保険プランにおける当事者の基本的関係

(出典) 損保ジャパン総合研究所作成。

して用いている。

2. 米国健康保険市場の特徴

(1)健康保険市場とヘルスケア市場

米国の健康保険市場では、営利保険会社だけでなく、Blue Cross & Blue Shield (以下「BCBS」とする。)、Kaiser Permanente 等の民間非営利組織も極めて重要な当事者になっている。BCBS は健康保険プランを提供する民間非営利組織で、病院費用を支払うブルークロス(BC)と医師費用を支払うブルーシールド(BS)があり、全米各地に設立されている。なお、現在は地域ごとにその経営機能を一体化している場合が多い。全米各地のBCBS組織を総称して「ブルース」(Blues)、ブルースが傘下に有するプランを総称して「ブルースプラン」(Blues plans)と呼ぶ。

営利保険会社、民間非営利組織が提供しているのは、加入者と保険者との二者間の関係を基本とする保険商品にとどまらず、医療プロバイダーのネットワークを含めた健康保険プラン全

体を企画設計、運営するサービスである。この ため、健康保険市場について分析するには、ヘ ルスケアに関する市場まで分析を広げる必要が ある。

米国のヘルスケア市場は、サービスの利用者を中心として、医療サービスを供給する医師、病院、各種の医療関係の専門職、医薬品メーカー、医療機器メーカー、アウトソーシングサービスを提供する企業、第三者評価機関、そして営利保険会社、民間非営利組織と、多種多数に及ぶ当事者から構成されている市場として捉えられる。さらに、この各々の当事者間の利害関係がさまざまな要因で変化してきた極めて複雑な構造となっている市場でもある。

なお、米国ヘルスケア市場において注目されている取り組みの一つとして、Disease Management(以下「DM」とする。)がある。 DM とは、特定の疾患の患者集団と彼らを担当する医師に働きかけることにより、医療資源利用の効率性の向上・医療サービスの質の向上の双方を実現するためのアプローチである3。

 $^{^3}$ 田中健司「米国ヘルスケアにおける新たな潮流-米国における Disease Management の発生と展開-」(損保ジャパン総研クォータリーVol.41、2002 年)。

(2)健康保険市場における様々な保険者の存在

米国の健康保険市場には、様々な保険者が存在する。保険者の役割を担うのは、営利保険会社や、BCBS、Kaiser Permanenteのような民間非営利組織に限らない。医療プロバイダー自身が健康保険事業を運営する形態や、企業自身が保険者となって従業員の医療費をカバーする自家保険の形態も存在する。

また、連邦政府、州が、メディケア(65歳以上の高齢者・65歳未満の障害者・末期腎不全患者を対象とする)、メディケイド(貧困者を対象とする)という公的制度を運営している。連邦政府において、メディケア、メディケイドを運営する機関が、Centers for Medicare & Medicaid Services(略称: CMS)である。

(3)健康保険プランの形態

医療コストの上昇傾向を背景として、近年健康保険プランは、加入者が医療プロバイダーを自由に選択でき、保険者から医療プロバイダーへの支払いが出来高払いによって行われる、従来のインデムニティ型に代わり、医療プロバイダーのネットワークを構成して加入者による選択に制約を与えるマネジドケア型 4が、主流になりつつある。

マネジドケア型健康保険プランは、Health Maintenance Organization(以下「HMO」とする。)、Preferred Provider Organization(以下「PPO」とする。)、Point-of-service plan(以下「POS」とする。)の三種に大別される。それぞれの登場の経緯とおおよその特徴は以下のとおりである。最初に保険者サイド主導で登場

した HMO においては、通常、加入者がかかりつけ医への訪問を義務付けられ、さらにネットワーク内の医療プロバイダーのみ利用できるという制限が存在する。次いで HMO に対抗して医療プロバイダー主導で登場した PPO においては、加入者の追加負担によりネットワーク外の医療プロバイダーも利用できる。さらに PPOに対抗して再度保険者サイド主導で生み出された POS は、HMO のオプション的位置づけであり、ネットワーク内の医療プロバイダーの利用においてはかかりつけ医への訪問が義務付けられる一方、加入者の追加負担によりネットワーク外の医療プロバイダーも利用できる。

なお、米国の文献においては、Managed Care Organization (略称: MCO) という言い方が、マネジドケア型健康保険プラン自体を意味する用語 5 としても、またマネジドケア型健康保険プランを提供する営利保険会社を意味する用語としても見受けられる。

⁴ マネジドケア型健康保険プランでは、償還方式として、人頭払いと出来高払いの両方が用いられている。

⁵ HMO の定義が変化して、HMO が特定の健康保険プランの意味に限定されない、より広義の意味を持つようになったものの、マネジドケア型健康保険プランを表す一般的な用語として、HMO に代わって MCO が用いられる場合がある、との指摘がある。 "Glossary of Terms and Acronyms" in "The Managed Care Handbook 4th Ed.", pp.1366-1367 (Peter R.Kongstvedt ed., Aspen Publishers,Inc.,2001).

<付録 2> メディケア・メディケイドの概要

米国の医療保障は民間の医療保険を中心に成り立っている(本稿《図表 5》参照)。しかし、高齢者、障害者、低所得者等についてはメディケアやメディケイドという公的制度によってカバーされている。一部内容を再掲しながら、メディケア、メディケイドの制度について概観する。

1. メディケアの概要

メディケアは「1965 年社会保障改正法」 (Social Security Amendments of 1965)で創設 された公的制度である。適用対象者は、65歳以 上の者、65歳未満の障害者、末期腎臓病患者で ある。

メディケアは、連邦政府の下にある CMS が 運営しており、連邦政府の予算と被保険者、事 業主の負担金等によって運営されている。

給付内容は、CMS の運営するプラン (パートA、パートB) と、民間の健康保険プラン (メディケア・アドバンテージと称される。パートCと呼ばれることもある) から、メディケア適用対象者が選択することができる。また、民間事業者の提供する処方箋薬剤給付 (パートDと呼ばれることもある) が 2006 年 1 月から運用を開始し、先述した CMS のプラン、民間の健康保険プランのどちらを選択した場合でも任意で付け加えることができる。

メディケア・アドバンテージの普及については、以下のような政策が取られている。1997年8月に成立した均衡予算法(Balanced Budget Act of 1997)では、HMOのほか、PPO

や POS などの多様なマネジドケア型プランの 選択肢が認められ、また、手続きの簡素化・迅 速化が図られた 6。 さらに、2003 年 12 月に成 立したメディケア近代化法(Medicare Prescription Drug, Improvement and Modernization Act of 2003)によって、全米のどの地 域でも PPO 型のプランが選択可能となり、 Health Savings Account⁷の新設、将来の改善 のための各種パイロットプログラム、デモンス トレーションプロジェクトの実施が定められ た 8。また、メディケア・アドバンテージの加 入者には、パートA、パートBの加入者よりも 安い保険料でパート D に加入できるという特 典がある。プランによっては追加的給付や copayment の縮小などの恩恵を受けられる場 合もある%

(1) パートA

①給付内容

病院への入院費用、緊急医療、専門介護施設 (治療を伴わないもの、および長期のものを 除く)、ホスピス、在宅医療(home health care)の一部、における費用を補償する ¹⁰。

⁶ CMS, "Legislative Summary: Balanced Budget Act Of 1997 Medicare And Medicaid Provisions" (visited Aug.13, 2007) http://www.cms.hhs.gov/DemoProjectsEvalRpts/downloads/CC_Section4016_BBA_1997.pdf, pp.38-41.

⁷ 本稿第Ⅲ章第2節で詳述。

⁸ 矢倉尚典、田中健司「米国における健康保険市場と保険会社のヘルスケア市場-2004 年を中心とする概況および職域市場・HIPAA・メディケアをめぐる最近の動きー」(損保ジャパン総研クオータリーVol.45、2005 年)、pp.54-55.

⁹ CMS, "MEDICARE PREMIUMS AND DEDUCTIBLES FOR 2007" (visited Nov.21, 2006) http://www.cms.hhs.gov/apps/media/press/release.asp?Counter=1958>.

¹⁰ CMS, "Medicare Program-General Information" (visited Jan.18, 2007) http://www.cms.hhs.gov/MedicareGenInfo/.

②加入条件

65 歳に到達した者が、以下のいずれかの条件 を満たす場合、受給資格を得る。

- ・社会保障年金の受給権がある、もしくは既 に受給している。
- ・鉄道従業員退職年金の受給権がある、もし くは既に受給している。
- ・本人もしくは配偶者が相当の期間、政府機関において就業しメディケア税を納めていた。

それ以外の者は、保険料を支払うことで加入 できる。

3保険料

本人もしくは配偶者が社会保障庁(Social Security Administration)の定めた範囲の仕事に 40 四半期以上勤労すれば、その間に事業主が payroll \tan^{11} を納めているため保険料は免除される。対象者のうち 99%はパート Aの保険料を免除されている 12。また、30-40 四半期の勤労を経ている場合には、保険料が減免される 13。

(2) パートB

①給付内容

医師費用、外来費用、理学療法士や作業療法 士によるサービス等、パートAで給付対象外 となるサービスに係る費用を補償する¹⁴。

②加入条件

任意加入である。

③保険料

加入者は毎月保険料を負担する。メディケア 創設以来、保険料は居住している州や所得に よらず、全米で一律に徴収していたが、2007 年度から一部の高額所得者に対し、所得に応 じた追加保険料を徴収することになった(本 稿トピック(b)参照)。

(3)メディケア・アドバンテージ(メディケア・ パート C とも呼ばれる。旧称メディケア・プラ ス・チョイス)

CMS と契約した民間事業者が、政府の提供するパートA、パートBに代わって独自のサービスを提供するプランである。

1)給付内容

通常は政府の提供するプランよりも給付内容が広く ¹⁵、加入者にとってはパート A、パートBにはないサービスを受けられるといったメリットがある一方、医療機関へのアクセス制限が設けられている等のデメリットが生ずる場合がある。複数のプランの中から加入者が選択できる。また、第Ⅲ章にて詳述しているように、免責金額が高く設定された健康保険プランと Medical Savings Account と称される勘定を組み合わせたプランも選択肢として存在する。

②加入条件

メディケア・アドバンテージを選択するかど うかは加入者の任意である。

③保険料

加入者は毎月保険料を負担する。パート B の 保険料に加え、選択するプランによっては追 加保険料が生じる。

¹¹ 従業員に支払った賃金総額をベースにして雇用主に課される税。アメリカでは社会保障のための目的税。

¹² CMS, "MEDICARE PREMIUMS AND DEDUCTIBLES FOR 2007", supra.

¹³ *Ibid.*

¹⁴ CMS, "Medicare Program-General Information", supra.

¹⁵ CMS, "Brief Summaries of Medicare & Medicaid as of November 1, 2006" (visited Nov.1, 2006) http://www.cms.hhs.gov/MedicareProgramRatesStats/downloads/MedicareMedicaidSummaries2006.pdf, p.9.

(4) 処方箋薬剤給付 (メディケア・パート D とも呼ばれる)

処方箋薬剤給付をカバーするための民間保険会社が提供する保険であり、2006年 1 月から運用を開始した。従来、パート A、パート Bでは、一部を除き処方箋薬剤費は給付の対象外であった 16 。CMS は、「処方箋薬剤給付の開始は、高齢者のヘルスケアに関し、ここ 40年で最も大きな改善である」としている 17 。

①給付内容

CMS と契約した複数の民間保険会社が提供するプランの中から、加入者が選択できる 18。

2加入条件

メディケアの加入者であれば誰でも利用可能 である 19 。

③保険料

加入者は毎月保険料を負担する。保険料は提供されるプランによって異なっている。加入 資格を得た段階で加入せずに後から加入する 場合、追加保険料を課せられる場合がある²⁰。

2. メディケイドの概要

メディケイドは、メディケアと同様に「1965年社会保障改正法」で創設された、低所得者を対象とした医療給付を行う公的制度である。運営主体は州政府であり、連邦政府の定めるガイドラインを満たした上で、各州で独自の運営ルールを作成している²¹。財源は連邦政府と州政府が共同で負担している²²。

メディケイドにおいては、州政府が民間事業者と契約して間接的に給付を行うケースと、州政府自らが給付を行うケースがある。1967年に複数の州が従来型の出来高払いの健康保険に加え、マネジドケア型健康保険の提供を開始して以降、対象者をマネジドケア型健康保険プランに加入させる取り組みは任意のものであったが、「1981年包括財政調整法」(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1981)の下で、「社会保障法」に条項が追加され、州政府が適用対象者をマネジドケア型プランに強制加入させることも

(1) 資格要件

可能とされた 23。

資格要件の詳細は州によって異なるが、低所得であるだけでは適用対象にはならず、所得の他に、年齢、妊娠の有無、障害の有無、失明の有無、資産(銀行預金、不動産、その他売却できるもの)、米国民かどうか、違法移民でないか等によって審査される。ただし、養護施設で暮らす者、自宅で暮らす障害を持つ子供に対しては特例が設けられている。また、子供の受給資格は親とは関係なく子供の状況にのみ基づいて判断されるため、子供にのみ受給資格が与えられる場合がある²⁴。

(2)給付内容

メディケイドでは対象者に対する現金給付は なく、現物給付が行われている。医療プロバイ ダーにはメディケイドから支払いが行われるが、

¹⁶ Ibid.

¹⁷ CMS, "Prescription Drug Coverage - General Information" (visited Nov.1, 2006) http://www.cms.hhs.gov/PrescriptionDrugCovGenIn/.

¹⁸ 給付の基本スキームについては、前掲注8、矢倉尚典、田中健司、p.55 参照。

¹⁹ CMS, "Medicare Program-General Information", supra.

²⁰ *Ibid*.

²¹ CMS, "Brief Summaries of Medicare & Medicaid as of November 1, 2006", supra, p.16.

²² Ibid.

²³ 矢倉尚典、田中充、田中健司「米国における健康保険市場と保険会社のヘルスケア市場-2001 年を中心とする動向および公的保険制度における保険会社の関わり-」(損保ジャパン総研クオータリーVol.42、2003 年) pp.11-13.

²⁴ CMS, "Medicaid Program-General Information" (visited Jan.18,2007) http://www.cms.hhs.gov/MedicaidGenInfo/.

給付内容は州によって異なる。州によっては、 特定の医療サービスを受ける場合に、対象者が copayment を支払わなくてはならない場合が ある²⁵。